

厚岸町議会 平成31年度各会計予算審査特別委員会会議録

平成31年3月14日

午前10時01分開会

- 委員長（大野委員） 昨日に引き続き、平成31年度各会計予算審査特別委員会を開会いたします。

本日は、議案第1号、279ページの9款教育費から進めてまいります。

9款教育費、1項教育総務費、1目教育委員会費。

8番、南谷議員。

- 南谷議員 教育長にお尋ねをいたします。

教育委員会、制度が変わって時間がたちました。従来と今回変わって経過してきたわけですが、どのように変わって、今後、どう展開されるのか、教育長の所見をお尋ねさせていただきます。

- 委員長（大野委員） 教育長。

- 教育長（酒井教育長） 教育委員会制度、変わりました。私が一番大きく変わったなど感じている部分といいますのは、何といたしましても総合教育会議の中で教育委員さんと、それから町長と、直接いろいろな教育行政施策について意見交換ができるようになったということ。それから、その席上、教育委員さん、あるいは教育行政のいろいろな思いであったり、課題であったりそういうものと、それから町長が考えておられる、あるいは町長部局の立場からのいろいろな町の施策とのかかわり、そういったものが直接意見交換することによって、これまで以上に相互の理解が深まり、また、連携も深まってきているということが、私としては強く感じているところでございます。

31年度の予算等々の中にも、そういった直接協議をすることによって、実現できたものも多々あると理解しておりますし、そういう意味では、今後に向けても町長部局、町長と教育委員会がお互いの思いを実際に言葉で交わし合いながら進めていくということでは、今後に向けては、さらに教育行政の充実を図っていきたいという思いを持っているところでございます。

- 委員長（大野委員） 8番、南谷委員。

- 南谷委員 全く私も同感でございます。本年度予算においても今まで以上に、それぞれの部門に予算づけをされていると、いろいろな面で前に進んでいるのかなと理解しております。

ただ1点気になるのが、最近のマスコミのニュースの中に虐待やいじめ、子供の自殺など非常に何というのですか、リアルタイムで報道されてしまう時代にあって、やはり

町としてしっかり教育行政だけでは非常に今日、対応を急がなければならない時代になったのではないのかなと思います。これらの子供に関する教育のあり方というのですか、行政側として今までと同じペースではまずいのではないかなと、早い対応、これらが非常に求められておるとおもいますが、この辺につきましては、どのように捉えておられますか。

●委員長（大野委員） 教育長。

●教育長（酒井教育長） 子供のいじめ、自殺問題、あるいは虐待、そういったものが報道等で全国的にかなり、今、報道されております。ということは、それだけそういった問題が、全国各地で起こっているということでございます。

教育委員会といたしましては、迅速な対応というものの一つありますけれども、その前にどう予防していくかということが大事なのだろうと。幸いにして厚岸町におきましては、非常にそういう重い問題というのはまだ発生しておりませんが、今後、いつ発生するかわかりません。発生するものだという構えは、常に持っていなければいけないと思っております。それで何か事が起こったときの対応は大事ですが、まずはそういったものを起こさない予防的な措置というところに、今、力を入れているということでございます。

そういう意味では、学校というところは、子供に関するさまざまな情報が即刻、即時に入ってきます。また、学校で起こっているということもでございます。学校が非常に情報キャッチが早い、そうすると教育委員会にその情報が入ってくる。そうすると、今度は町の関係部局、あるいは警察、児童相談所、そういったところと速やかに連携をとって、事が大きくなる前に速やかにまず対応するということが大事ですし、今、町長部局の関係各課との連携も非常に取りやすい状況になっていると私としては認識しておりますし、また、感謝もしているところでございます。今後に向けましては、まずは予防的な部分で関係部局等々との連携を図りながら、意を注いでまいりたいと思っております。

●委員長（大野委員） ほかがございませんか。

（な し）

●委員長（大野委員） なければ進みます。

2目事務局費。

（な し）

●委員長（大野委員） 3目教育振興費。

4番、石澤委員。

●石澤委員 ここでLGBTについて理解を深めるようにしてほしいということで、前々

回から質問したのですけれども、その取り組みというのは、どういう形になっていますでしょうか。

●委員長（大野委員） 教委指導室長。

●教委指導室長（山田室長） お答えさせていただきます。

LGBT、前々回の定例会の中でご質問をいただきまして、お答えをさせていただいたところでもあります。現在、町内の小学校・中学校、それぞれの学年発達段階に応じたLGBTに包括される内容、つまりは、端的に言いますと、男女に関してのさまざまな諸問題等が指摘されているところについて、それぞれの発達段階における指導は行われているところでもあります。

関連して道教委のほうからも今、通達が来ておりまして、男子・女子の名簿の作成等について、今、こちらのほうにて協議をしているところがあります。これは町教委として、まずその状況をとらえた中において、町内の校長会のほうにお諮りをしたところ、そちらのほう検討をしていただいた中において、この問題、釧路管内全体で、できるだけ同じ方向性で取り組みを進めていきたいと思いますというところで、この1年間ほど時間を要するかと思いますけれども、その中で協議をされる中で基本的には1年後、つまりは2020年に向けて男女が、いわゆるジェンダーと言われる名簿の作成を進めていこうと。その部分を手がかりにしながらさまざまな取り組み、例えば今までいきますと背の順番で並びますすとか、50音順の名前で並びますすとか、さまざまなような並び方があるわけですけれども、ジェンダー方式の名簿に基づいた並び方という部分も取り入れられてくるかと思えます。

この取り組みは実は道立高校で、既に新年度から取り組みがされるということでお聞きはしております。具体的な行動としては、入学式の入場のときに、これまで一般的だったのは、いわゆる男子生徒から先に入り、女子生徒からその後をついていくということだったのですけれども、今年度から道立高校においては、男女が50音順の中で入場していくというような取り組み開始されるというふうにお聞きしております。恐らく義務校においても、そういうような取り組みに、これからは推移していくことになるかと思えますが、全てにおいてジェンダー名簿が適応される状況にはないかと思えます。

具体的にいきますと、例えば身体測定等、やはり配慮を必要とするようなものについては、従来の男女別の名簿等を利用した形で進めていくことになるかと思われま。ほかにもさまざまなところあるかと思えますけれども、そういうような現状を踏まえた上で、学校のそれぞれの児童生徒の発達段階に応じた形で、そちらのほうの指導を進めているところでもあります。現時点、そういうところにあります。

●委員長（大野委員） 4番、石澤委員。

●石澤委員 ちょうど思春期だから、小学校五、六年生から中学生になってくるあたりが性に対する悩みとか変化が、体も変化してきますので、そういう悩みも増してくる時期だと思うのです。そういうときの相談窓口というシステムも、つくっていくべきと思う

んですが、その辺はどうですか。

●委員長（大野委員） 教委指導室長。

●教委指導室長（山田室長） 性に関する内容ですけれども、こちらについては、当然思春期段階、小学校では5年生以降の保健体育の学習の中から、具体的に取り組みを進めているところがあります。これは文科省が定めている学習指導要領に応じて、性に関する内容も扱ってまいります。あわせて厚岸町は、これはかなり管内的には進んでいるかと思えますけれども、保健福祉課の保健師さんに来校していただきまして、それぞれの学年に応じた性に関する学習、いわゆる思春期講座という部分を実施しているところがあります。これはかなり管内の他市町村も参考にされている状況があります。厚岸町は取り組みがかなり早かったです。この部分は、教科書に載っている内容を中心としながら、現状に即した今社会的に問題になっているような中身、これは性感染症等も含めた中のもも扱って、児童生徒たちに学習を進めているという状況があります。

いずれにしても児童生徒が、性に関する悩み等が持ち合わせた場合、直近で相談できる相手という部分も学校の中では、その体制をつくっております。一番身近にいるであろう担任、ないしは保健室にいる養護教諭、または道費派遣で導入させていただいてますスクールカウンセラー、こういうようなところへの相談を可能としている、そういう状況をつくっております。

●委員長（大野委員） 4番、石澤委員。

●石澤委員 そういう取り組みで向かっていってほしいのですけれども、そのときに男女という区分けでなくて、性同一障害というのがあります。それ含めて、それを念頭に置いた教育の仕方というか、子供に寄り添ってほしいと思います。

それと、本州の学校なのですけれども、小学校6年生の子供たちに中学校に上がる時、制服に何が着たいですかというアンケートを出したようなのですよ。その中にズボンがはきたい、スカートがはきたいとか、それは男女関係なくそういうアンケートをとったというもののの中に、男の中に「僕はスカートがはきたい」というかな、何かそういうような項目があって、その答えがあったらしいのですよ。それで女の子らしい服装とか、男の子らしい服装でなくて、それ全体をカバーできるような例えば厚岸の場合は、セラー服にスカートでしたか、女子の場合。その場合に、ズボンをはくことができるのか、そういう幅広いものを入れながら対応していくようにしないと、そういう問題ってこれからも出てくると思うので、そういう対応はとることができますか。

●委員長（大野委員） 教委指導室長。

●教委指導室長（山田室長） まず、最初の男女一緒に学習活動をしていくという件につきましては、現在、小学校・中学校、先ほどの思春期講座等も含めて、男女一緒に学習状況でさせていただいております。この件につきましては、いわゆる女子の生理的な学

習の部分については個別にする場合もありますけれども、基本的なところについては男女教習ということで、進めているところは変わりはありません。

制服の件です。このアンケートという具体的な行動は、実際には行っていませんが、町内の中学校、これからは3校になってしまうのですけれども、この3校の制服に関してまず一つ。女子が、もしもスカート以外の物を身につけたいという希望があった場合においては、いわゆるスラックスを着用することは3校とも、そちらについては了解をできるという状況を確認しております。逆のケースですね、男子がもし、いわゆる一般的にこれまで着用されてきた女子の制服を着たいという部分については、現時点においてそこまでの想定のところがないものですから、これらについては当該校との中で協議をする中で、条件整備等は進めていく必要はあるのかなとは思いますが。

いわゆる男の子らしい、女の子らしい服装という部分については、これはジェンダーの考え方の中においても、そういうようなところについては極力排除していく、共通理解させていくというところは、これは学習活動の中で現在進めているところですので、ご理解いただければと思います。

●委員長（大野委員） ほかがございませんか。

12番、佐々木亮子委員。

●佐々木亮子委員 286ページ、校務支援システム、これについてお伺いをいたします。

新年度から導入されるということですがけれども、これコンピューターを活用したものだと思うのですがけれども、具体的にどういった活用になるのか、まず教えてください。

●委員長（大野委員） 管理課長。

●教委管理課長（真里谷課長） 校務支援システム運営ということで、171万6,000円を計上させていただいております。これについては、各職員に1台ずつパソコンを配置いたしまして、その中で校務支援システムの導入を図るということでございます。教職員の負担軽減と効率化を図る、または公務用のコンピューターを先ほど言いました各教員に1台ずつ配置して、校務支援システムの導入を図っていくということでございます。

●委員長（大野委員） 12番、佐々木亮子委員。

●佐々木亮子委員 それはわかるんですけれども、具体的にこれどのように活用していくのですか。例えば、学校間で活用されるのですとか、そういった具体的な活用というのはどのようにされるのでしょうか。

●委員長（大野委員） 管理課長。

●教委管理課長（真里谷課長） 具体的な内容でございます。まず、公簿管理といまして、指導要領とか、あと健康診断書とか、あと出席簿を校務支援システムに導入をする

ことによって、これを活用する。それから、成績管理として、高校入試に関する学習点の処理とか、あと通知表、町の学力テストとか全国学力・学習状況調査。次に、事務管理として文書データのやりとりや教育課程編制届、学校経営計画の作成等を考えています。

また、学校間のクラウド化については、それもこの中でやっていきたいとは思っているところではございます。

●委員長（大野委員） 12番、佐々木亮子委員。

●佐々木亮子委員 それで既に導入をされている、例えば札幌市などの場合では、教育委員会とのやりとりですとか、学校間のやりとりですとか、あと保護者との連絡のやりとりというの、これを活用しているようなんですけれども、そういった保護者とのやりとりにもこれを活用するというのはどうなんでしょうか、考えているんでしょうか。

●委員長（大野委員） 管理課長。

●教委管理課長（真里谷課長） まず、道内の状況でございますが、平成30年4月1日現在の導入状況としては、46自治体の263校で既にこのシステムを導入しているということでございます。

先ほど、学校間の共有ということで、これは共有化を図るということではありますが、保護者とのやりとりについては、これには入ってはいないということではございます。

●委員長（大野委員） 12番、佐々木亮子委員。

●佐々木亮子委員 それで、いろいろな情報がデータ化されるんですけれども、このデータ管理というのかなり重要になるかと思うんですけれども、それはどのようにされるんでしょうか。

●委員長（大野委員） 管理課長。

●教委管理課長（真里谷課長） データ管理についてでございます。これについては、シンクラ方式を使うということで、外部との接触は一切行わないと。学校間での共有はクラウド化によって行いますけれども、外部との接触はしないということで、活用を図るということでございます。

●委員長（大野委員） 12番、佐々木亮子委員。

●佐々木亮子委員 外部との活用はしないということで、ちょっと心配なのはウイルスですとか、そういうのが入ってくる可能性もあるし、そういったところでの管理というのは、どういうふうになるんでしょうか。

●委員長（大野委員） 管理課長。

●教委管理課長（真里谷課長） 先ほど言いましたシンクラ方式でやるということですので、データを札幌のデータセンターのほうに行きます。ということで外部との、ネットとの接続はまた別なPCでやりますので、それについては、一切セキュリティー問題もないということ考えているところでございます。

●委員長（大野委員） ほかございせんか。

（な し）

●委員長（大野委員） なければ進みます。

4目教員住宅費。

（な し）

●委員長（大野委員） 5目就学奨励費。

4番、石澤委員。

●石澤委員 就学審議会開かれているんですが、これで就学援助を受けた子供たちというのは、今、何人くらいいるんですか。

●委員長（大野委員） 管理課長。

●教委管理課長（真里谷課長） この制度ができて、昭和41年からの数でございますが、847名となっているところでございます。

●委員長（大野委員） 4番、石澤委員。

●石澤委員 これ、そういう奨学生の中で、今、奨学金の問題がいろいろ大変だと、学校に行っている子供たちが生活費のバイト兼ねて、自宅からの仕送りもだんだん少なくなってくるというのを含めて、奨学金に対する依存度も大きくなってきていると思うのですが、厚岸の中で、これは返さなければならぬ奨学金ですよ、給付する奨学金ではないですよ。そういう奨学金を返さなくてもいいって、そういうシステムというのは厚岸の場合は考えてはいないですか。

●委員長（大野委員） 管理課長。

●教委管理課長（真里谷課長） この奨学金制度ではございますが、前回、条例改正をさ

せていただきまして、免除規定ということで看護師については一定の期間、町の指定する業務に従事した場合は、これを免除規定ということで、不足している看護師等の確保という観点から、こういう免除規定をしているところでございます。

●委員長（大野委員） 4番、石澤委員。

●石澤委員 厚岸から出て大学へ行って、大学だけでないでしょうけれども、いろいろな知識を持ってその子たち戻ってきてくれるという方法の一つに、この奨学金を給付するという条件に、厚岸町で何年間か過ごすというのも条件に入れて給付するという方法、一つにあると思うのですが、彼らのいろいろなところの経験をこっちに取り込むという意味も含めて、看護師さん、お医者さん関係あるかと思うのですけれども、それ以外のほうにも幅を広げて、給付するというのを考えていってもいいのではないのかなと思うんですが、いかがですか。

●委員長（大野委員） 管理課長。

●教委管理課長（真里谷課長） 今、国のほうの旧育成会のほうでは、給付型の奨学金というのも出ているところでございます。先ほど、委員言われましたとおり、医師とか看護師とかという部分では、こういう免除規定を設けながらやっている自治体が多いところでございます。給付型については、今後、今の時代の流れもありますし、さらに全員ではなくかなり厳しい条件をつけて、成績がいいだとか、経済的にかなり困窮されている家庭だとかということで、かなり厳しい条件で今貸し付けとか、給付型の奨学金がやっているところでございますので、給付型奨学金については今後、他の市町村等の状況を見ながら、検討はしていきたいなということは思っているところでございます。

●委員長（大野委員） ほかがございませんか。

（な し）

●委員長（大野委員） なければ進みます。

6目スクールバス管理費。

（な し）

●委員長（大野委員） 2項小学校費、1目学校運営費。

（な し）

●委員長（大野委員） 2目学校管理費。

10番、杉田委員。

- 杉田委員 3カ年計画というのから、2020年度に計画されている内容なのですが、今年から進めていただきたいということなので、お許しいただきたいと思っておりますけれども。

3カ年計画で言いますと41ページ、会計資料の予算書になりますと、292ページ、まだ記載がないんですね。記載がなくて、学校管理費、小学校管理費と中学校管理費、299ページにも関係するんですが、3カ年計画の41ページ、42ページの各廃校となっております小学校の解体・除却の件なんですが、安全性、将来的な土地の再利用という面から除却を進めていっていただきたいと思うんですが、一方で、小学校廃校となりました校舎というのは、地域ですとか、あるいは卒業生の皆様にとっては思い出の場所であったり、地域の皆様にとってはシンボリックな建物でもあろうかと思っておりますので、できればことしから解体していくよ、除却していきますよというお知らせを、ぜひしていただきたいなというふうに思います。いかがでしょうか。

- 委員長（大野委員） 管理課長。

- 教委管理課長（真里谷課長） 3カ年計画で予定しております学校の解体工事でございます。旧厚静小学校、旧尾幌小・中学校、旧片無去小・中学校、旧糸魚沢小学校、旧真龍中学校ということで、3億2,650万5,000円ということで予定をしているところではございます。

この学校については、まず、厚静小学校、尾幌小・中学校、片無去小・中学校の3校については、耐震調査の1次診断において耐震性が認められず、老朽化も進んでいるため、現在のまま利用はできないということの理由。また、糸魚沢小学校については、耐震調査を実施する前に休校となりまして、そのまま閉校となって1次診断をしていない。また、旧真龍中学校については、完全な1次診断ができなかったこと、また、高校への移転が決定したため、耐震診断を行っていない等々の理由の中で、解体の予定ということでございます。

委員ご指摘のとおり、一応、32年度の予定ではございます。地域、または自治会、OBというのはかなりたくさんの方がおられていて、なかなかどういう方法が一番知らせるのがいいのかなというのは、苦慮するところではございますが、それらも検討しながら今後進めていきたいと思っております。

- 委員長（大野委員） 10番、杉田委員。

- 杉田委員 ありがとうございます。その中でお知らせいただいた中で、いろいろなご意見等あったりするかと思うんですが、可能な限り傾聴、耳を傾けてご意見配慮していただきたいと思っております。その中で例えば近くに、建物の敷地内に入って写真を撮りたいとか、具体的な意味で写真を撮りたいとか、絵を描き残したいとか、そういった方も出てくるかと思うんです。でもそれは、もちろん中に入って、建物の中に入ってどうこうというのは危険ですし、周囲に関しても落下物等危険かと思っておりますので、その辺も含めて配慮した上で、お知らせいただければと思います。

●委員長（大野委員） 管理課長。

●教委管理課長（真里谷課長） 今、ご指摘ございました教育委員会として何ができるかということ再度検討しながら、いろいろな意味で考えながら検討してまいりたいと思っておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

●委員長（大野委員） ほかがございますか。

（な し）

●委員長（大野委員） なければ進みます。

3日教育振興費。

12番、佐々木亮子委員。

●佐々木亮子委員 296ページ、学校給食費支援でちょっとお伺いしたいんですけれども、議員協議会のときに資料をいただきました。現行の場合と助成金事業の場合ということで表が載っているんですけれども、ここで申請によるんですけれども、助成対象の審査を行うと。対象外の場合は、書面により通知するというふうに記載しているんですが、その対象外の場合ということはどういう意味でしょうか、対象外になる児童がいるということなんでしょうか。

●委員長（大野委員） 管理課長。

●教委管理課長（真里谷課長） 学校給食無償化についてでございます。ここで言われている対象外という場合は、要保護世帯については既に教育扶助、生活保護法において教育扶助を受けているというところで、これがまず対象外になる。準要保護についてもそういう制度が既にある、既に取り組んでおりますので、その方々についてもまた除外になるということで、残りの児童生徒の方が対象であるということでの記載でございます。

●委員長（大野委員） 12番、佐々木亮子委員。

●佐々木亮子委員 わかりました。

それとちょっと簡単な疑問なんですけれども、これまで学校が取りまとめて口座に振り込んでいたと、これが今度、学校長が取りまとめるということになっていきますけれども、これ学校と学校長とかえたのは、どういった理由でしょうか。

●委員長（大野委員） 管理課長。

- 教委管理課長（真里谷課長） 考え方は一緒でございます。あくまでも学校長の責任のもとということで、そういう記載になったということでございます。
- 委員長（大野委員） 12番、佐々木亮子委員。
- 佐々木亮子委員 考え方は、方法としては今まで同じで、あくまでも責任の所在ということで、学校長ということで書かれているということでよろしいのでしょうか。
- 委員長（大野委員） 管理課長。
- 教委管理課長（真里谷課長） そのとおりでございます。
- 委員長（大野委員） ほかございませんか。
4番、石澤委員。
- 石澤委員 ここで就学援助のことで申したいと思います。就学援助が、今回また入学金の単価も含めて1万円上がるというふうになって、2019年度からなっていますけれども、それを含めて就学援助対象者の拡充をしていくべきだと思うんですが、それはどうでしょう。生活保護の基準が下がったということで、前に質問して、そのときは別に今までどおりの子が受けているということでしたが、その辺はどういうふうになっていますか。
- 委員長（大野委員） 管理課長。
- 教委管理課長（真里谷課長） 要準の保護児童就学援助費の関係だと思われませんが、まず、この制度について若干お話させていただきます。
学校給食法の規定に基づきまして、経済的な理由により就学困難と認められる児童生徒の保護者に対して、援助を行うための要保護及び準要保護の認定及び認定に関する就学援助費の支給をしているということでございます。内容的には、31年度新規になったものについては、卒業アルバム代ということで、これがさらに拡充されたということでございます。
あと、基準については、今、生活保護の基準が下がって、それに対してどうなのかというご質問だと思いますが、これについては平成25年度の基準を基礎としておりますので、生活保護の基準が下がったとしても、それを準じることではなく、25年度の基準の1.2倍ということで設けているということでございます。
- 委員長（大野委員） 4番、石澤委員。
- 石澤委員 わかりました。それ以上は、引き上げないというふうにとったほうがいいですかね、対象者が大変にならないように支援してほしいと思います。

それと、多分、入学準備金の単価が、1万円が引き上がるというふうになっていると思うんですが、2019年度予算の後だと思う。それはどういうふうになっていくんでしょうか。

●委員長（大野委員） 管理課長。

●教委管理課長（真里谷課長） 入学準備金については、国の基準の金額が上がりました。これに合わせて、うちの基準も上げているということでございます。具体的な単価としては、新入学の用品費として5万600円ということでございます。
以上でございます。

●委員長（大野委員） 4番、石澤委員。

●石澤委員 厚岸の場合は、3月に支給するというふうになっていると思うんですが、それは変わらないですか。

●委員長（大野委員） 管理課長。

●教委管理課長（真里谷課長） この前倒し支給でございますが、やはり入学する前に必要ではあるということで、30年度から始めた事業でございます。これについてもそのとおり、早ければ2月から、2月下旬ぐらいから既に支給をしているところではございます。

●委員長（大野委員） ほかがございますか。

（な し）

●委員長（大野委員） なければ進みます。
3項中学校費、1目学校運営費。

（な し）

●委員長（大野委員） 2目学校管理費。

（な し）

●委員長（大野委員） 3目教育振興費。
12番、佐々木亮子委員。

●佐々木亮子委員 304ページ、特別支援教育のところでお伺いをいたします。医療的ケア

というのが、教育執行方針のほうに出ていたんですけれども、現在、日常的に医療的ケアが必要なお子さんというのはいらっしゃるのでしょうか。

●委員長（大野委員） 管理課長。

●教委管理課長（真里谷課長） 今回の新年度予算にも計上させておりますが、教育支援体制ということで、医療的ケアが必要な生徒ということでございます。これについては、文科省の教育支援体制整備事業という事業がございます。これに基づきまして、学校における日常的なたんの吸引だとか、あと経管栄養と医療的ケアが必要なお子さんが対象となるということで、現在、町内では1名の方が対象でおられるということでございます。

●委員長（大野委員） 12番、佐々木亮子委員。

●佐々木亮子委員 それで、この医療的ケア、看護師さんでなければできない部分ですとか、あるいは教員でも研修を受ければ、たんの吸引ですとかはたしか実施できるということだったと思うんですけれども、これ実際に看護師さん以外がこれを行うことがあるのか、また、そういった研修などは既に終了しているのかどうなのか、そのことをお伺いいたします。

●委員長（大野委員） 管理課長。

●教委管理課長（真里谷課長） 来年度、今、うちで計画しているところでは、まずは保護者の方と看護師の派遣ということで、看護ステーションから派遣をしていただいて、1日2回やっているところを1回、看護師の応援によってやるということでございます。また、教員についてもある程度研修を受けると、そういうことをできると、あくまでも医師の指示のもとということでございますが、それについては、31年度についてはまず保護者の希望により、保護者のお母さんと看護師とでやるという計画ではございます。

●委員長（大野委員） 12番、佐々木亮子委員。

●佐々木亮子委員 今回は、保護者と看護師ということですがけれども、今後において教員がやらなければいけない場合というの、出てくるのかなとも思うんですけれども、そうすると学校と保護者、あるいは看護師そういった連携、話し合いということが相当重要になってくるのではないかなと思っています。現在、特別支援学級に通っている保護者からは、とてもよくやってもらっているというような話も聞いていますけれども、そういった今後の連携といいますか、一層深めていくためにどういったことを行っていくのでしょうか。

●委員長（大野委員） 管理課長。

●教委管理課長（真里谷課長） 連携の問題ではございます。やはり今、言われたとおり保護者、また看護師、医師も当然のごとくその指示する医師、また学校の先生、養護教諭を含めた担任の先生も含めて連携が必要だと思います。今、考えている中では、やはり医療的ケアの支援事業、校内委員会というのを設置いたしまして、その中で連携をし、学校長、教頭、学校担任、養護教諭、もしくは学校長が認めた者ということで、その中で校内委員会を設置して、医療的ケアの自主体制とか、計画とか、また内容、また医療機関、消防等の関係等の連絡体制等を今後詰めていく予定ではございます。

●委員長（大野委員） 12番、佐々木亮子委員。

●佐々木亮子委員 わかりました。現在、中学生なのかな、必要な子がいるのは。それで今後ふえていく可能性というのは、そんな一気には増えないと思うんですけども、そういった医療的ケアが必要なお子さんが増えた場合に、それに対して対応ができていくのか、例えば、それが小学校のお子さんの場合、今度、中学校に進学するという場合の小学校から中学校への移行のケアというんですか、そういうのはできていくんでしょうか。

●委員長（大野委員） 管理課長。

●教委管理課長（真里谷課長） 現在は、小学生の方が対象ということでございます。やはりこれからどんどん増えていくかどうかは、ちょっと定かではございませんが、やはりそういう体制、今のところ看護ステーションの派遣によっての看護師のケアということを考えております。

今年に入りまして、釧路市では常設の看護師をある一つの学校に集中させて、ケアをするということもやっております。やはりその辺についても対象のお子さんが何人いるか、また、どういう状況になるかというのを個別的に判断をしながら、今後、検討していきたいと思っているところで、ご理解いただきたいと思います。

●委員長（大野委員） 12番、佐々木亮子委員。

●佐々木亮子委員 小学校から中学校へ行く場合のケアというんですか、現在、小学生ということですけども、中学生になった場合も、そのケアは引き続き行われていくことができるのか、継続的にそれが続いていくのかどうなのかというところはどうか。

●委員長（大野委員） 管理課長。

●教委管理課長（真里谷課長） 該当のお子様は小学校から中学校に行かれる場合も、当然小学校と同じようにケアは続いていくと、継続していくということでございます。

●委員長（大野委員） ほかございませんか。

（な し）

●委員長（大野委員） なければ進みます。

5 項社会教育費、1 目社会教育総務費。

8 番、南谷委員。

●南谷委員 青少年問題協議会13万2,000円、昨年も同額で計上でございます。恥ずかしながら、この協議会の役割というんですか、余りよく理解をしていないものですから、何点かお尋ねをさせていただきます。

たしか、これ昭和28年に町青少年問題協議会法というものに基づいて、厚岸町青少年問題協議会条例というものを昭和39年に制定をしておりますが、厚岸町としても持っていて、それに基づいてこの協議会が成立をされていると、毎年運営をされているということなんでしょうけれども、この内容なんですけれども、年何回ぐらい開催をされて、どういう協議をされているのか、この内容について説明を求めます。

●委員長（大野委員） 生涯学習課長。

●教委生涯学習課長（高橋課長） 厚岸町青少年問題協議会につきましては、今、委員おっしゃられるとおり、国の法律に基づき設置されている機関でございます。会議につきましては、年2回開催させていただきまして、最初の1回目につきましては、この協議会の委員であります厚岸警察署の署長が来ていただきまして、厚岸町並びに釧路管内、北海道内の青少年の非行の現状についての紹介と対策方法などの講演といたしますか、そのような指導をいただいております。そのほかに生涯学習課に配置しております青少年育成センターがございますが、その取り組み内容を各委員に周知をしているところであります。

2 回目につきましては、10月に開催いたしますが、毎年、厚岸町が行っております25歳未満の青少年を対象とする、厚岸町青少年優良青少年表彰というのがございます。その該当者を事務局から提案させていただき、各委員に承諾をいただいた上で、表彰という取り組みを年2回行っているところであります。

●委員長（大野委員） 8 番、南谷委員。

●南谷委員 年2回やっているよと。町の条例に、協議会は次に掲げる事務をつかさどる、青少年の指導・育成・保護及び矯正に関する総合的施策の樹立ということで、この条例が昭和39年に制定されたとき、この趣旨というのは、この時代背景というんですか、昭和39年のころの時代背景と、今日大きくさま変わりをしてきているのではないかと、かように思う次第です。毎年、このようなことをやられていると思うんですよ。一番気に

なったのは、説明欄に青少年問題協議会ということで、ここから非常に目についたんです。この協議会って何をやるんだろう。この法律に基づいてやっているよという部分が、毎年、年2回このようにやられているよということなんだけれども、協議会をつくった趣旨というんですか、漠然としてよく理解ができないので、今後も毎年同じことをやっていくのはどうなのかなと、非常に疑念に思うわけでございます。

毎年、今、言うように表彰とこの講演だよと、本来、条例を定めてやろうとしている趣旨、このときと今とは随分時間もたっているし、変わってきていると思うんですよ。協議会のあり方についてどうなのかなと、時代背景も違ってきているよな、近年。この問題がタイトル、説明欄青少年問題協議会、この組織がどういうことをどういうふうにしていくのかなというものが、もう一つ見えないんじゃないのかなと感じたんです。いかがでしょうか。

●委員長（大野委員） 生涯学習課長。

●教委生涯学習課長（高橋課長） この協議会が設立された当時、相当になりますけれども、非常に青少年、特に中学生・高校生ですか、非行が相当横行していたと思われまます。今現在、委員おっしゃられるとおり、幸いなことにそういう問題もなく、厚岸町が推移して安堵しているところではありますが、条例にあります青少年の指導育成保護、今後も問題がないとはいえ、いつ起こるかわからない状況にありまして、各委員につきましても15名おりまして、いろいろな多方面から委員が選出されております。警察署から、先ほど言いました情報をもらいながら、各委員が共通認識を持って厚岸町の非行を防ぐというところから、問題協議会ということでのちょっと名前につきましても今意見がありましたけれども、そのまんま継続をして体制をつくっていきたいと考えております。

●委員長（大野委員） 8番、南谷委員。

●南谷委員 私は、再検討する時期に来ているのではないのかなと、もう。説明欄だからいいといたら、ずっとこのまんまだよね。青少年問題協議会、いつまでも条例で定めているから、そのとおりでいいというものではないと思うんですよ。何をしようかという部分が、やっぱり前向きに出てこないと、後ろ向きのタイトルみたいな感じで、せっかく条例に定めているんだけど、この条例そのものがつかさどる事務、指導・育成・保護及び矯正この辺について、再検討する時期に来ているのではないかなと思います。あり方について、いかがでしょうか。

●委員長（大野委員） 教育長。

●教育長（酒井教育長） 今、非常に貴重なご指摘をいただいたというふうに受けとめさせていただきます。

実は私も、今、求められている青少年の健全育成とは何かということを考えたときに、委員おっしゃられるとおり、かつての厚岸町の実態から比べると、大きくさま変わりし

ていると、これは実感としてあります。

先ほど来、言葉として出ていますが、やはり今、新たに求められている部分というのは、どうしてもいじめ、不登校、虐待、これをめぐる生徒指導上のさまざまな問題が、今、求められている青少年の健全育成の部分ではないのかな、そういう思いを私は私も持っております。町内には、さまざまなそういったことに関連する機関もございます。

それから、先ほどの答弁の中でも申し上げました、そういった情報を真っ先にキャッチするのは学校であると、今は学校と教育委員会と関係機関が連携、非常によくとれている。では、今ある既存のこうした問題協議会であったり、育成センターであったり、既存のそういった機関と、さらに今後いろいろな問題が起こったときにどうそこらをつなげていくか、それこそかわりの中で、連携の中でさまざまな問題を事前に防いでいくか、またはもし悲しいかな起こってしまった場合、さまざまな関係機関と速やかに連携をとれる体制はやはり残しておきたい。ただ、形としては残しておくということでは、そういう意義があると思います。ただ、委員おっしゃるとおり、その運用の中身については、検討していかなければならないかなと考えているところでございます。

●委員長（大野委員） 8番、南谷委員。

●南谷委員 まことに意を得た答えをしていただいたなど、私の思いと全く同感でございます。いろいろな教育委員会絡みで諸団体があります。今の言ったような問題について、数多くありますよ。やはりそれぞれが重要な役割を私は持っていると思います。ですけれども、それぞれ細かい部分での協議会みたいもの持っているんですけれども、どれがどうなんだろうという部分では、やっぱり今、教育長がまさに言われたように、連携をしっかりとってどこがどうなのかと。

逆に言うと、それぞれが委員会、協議会は、それぞれ自分のところだけやっているような、毎年、会議だけ粛々やっている、これではまずいと思うんですよ。ですから、今の時代に合ったそういう取り組み、組織の改正も含めて見えやすいような形で、しっかり取り組んでいただきたいと思います。よろしくお願いします。

●委員長（大野委員） 教育長。

●教育長（酒井教育長） 今、厚岸町が抱えている児童生徒が抱えている、あるいは学校が抱えている諸問題について、何が今その大元にあるのか、あるいはどう対応していくことが最も効果的なのか、そういったことも検討材料というふうに加えながら、今、ある機関の機関組織をどう活用していくかということについては、改めて見直しを図ってまいりたいと思いますので、ご理解願います。

●委員長（大野委員） 1目、ほかございませんか。

（な し）

- 委員長（大野委員） なければ進みます。
307ページ、2目生涯学習推進費。

（な し）

- 委員長（大野委員） 3目公民館運営費。

（な し）

- 委員長（大野委員） 4目文化財保護費。
ございませんか。

（な し）

- 委員長（大野委員） 5目博物館運営費。

（な し）

- 委員長（大野委員） 6目情報館運営費。
ございませんか。

（な し）

- 委員長（大野委員） 6項保健体育費、1目保健体育総務費。
4番、石澤委員。

- 石澤委員 ここで、教員の健康診断というところがあるのですが、今の教員の多忙というのがずっと言われてきているんですけども、厚岸の町職員皆さんの働き方というのは、どういうふうになっているのでしょうか。

- 委員長（大野委員） 管理課長。

- 教委管理課長（真里谷課長） まず、ここにあります学校保健一般の中でございます。教職員におけます健康診断時における指導に係る経費が主なものということで、今、働き方改革の中で、特に項の項目にもございますストレスチェックの実施委託料ということで25万5,000円を計上しているところでございます。これについては、最終的にストレスチェックの中で、医師による面接指導が必要であると思われる方については、この予算を計上しながらやっていくということでございます。30年度については、最終的には3名の方が該当するというものでありましたが、結果的に医師との面談は1人も希望していないという状況であります。

●委員長（大野委員） 4番、石澤委員。

●石澤委員 3名の方というのは、休職しているということですか。

●委員長（大野委員） 管理課長。

●教委管理課長（真里谷課長） 3名の方が何らかの原因があるということで、ストレスチェックの結果が出ましたが、3名の方は休職はせずに、そのまま働いているという状況でございます。

●委員長（大野委員） 4番、石澤委員。

●石澤委員 それで、今回いろいろなスマートフォンが解禁になりまして、解禁でないけれども、持ってきてもいいということに、学校にというふうに国のほうではなったのですが、それも含めて子供たちの中に、きょうの道新にもあったんですけれども、子供のいじめの問題ですよね。それで教師が余りにも忙しくて、それに対応できないというようなものもあったんですが、厚岸町の場合は、そういうようなことはないですね。子供との接点を持つ時間もあるし、教員自身には、そういう余裕もあるというふうにとらえてもいいんですか。

●委員長（大野委員） 教委指導室長。

●教委指導室長（山田室長） まず、児童生徒と学校の当該教員たちとの間でのいわゆる接点、時間的な部分においては、きちんと保障はできているというふうにとらえております。また、子供たちのほうから学校の教員のほうへの働きかけができる、そういう時間帯も具体的には設けられております。具体的なところでいくと、授業中は当然お勉強がメインになるわけですが、休み時間ですとか、給食におきましては、学校によっては先生方と生徒たちと一緒にとっているというような、そういうような工夫をしているところがあります。その中でさまざまな話ができたり、相談ができたりということもあります。

また、授業が終わった後の放課後、今、学力向上の施策の中において、各校とも放課後学習に力を入れていただいているんですけれども、その時間の中で教員に対して相談事を持ち込めるような、そういうような時間は確保されているというところがあります。

●委員長（大野委員） 4番、石澤委員。

●石澤委員 そうすると、ほかの地域で言われているような教員が忙しくて忙しくて、子供の変化とかちょっとしたつまずきなんかも見逃すということではなくて、寄り添う時間もあるし、負担にはなっていないととらえていいんですね。

●委員長（大野委員） 教委指導室長。

●教委指導室長（山田室長） 町内の小中学校の先生方におかれましては、児童生徒理解という観点から、子供たちへの見取りという部分をかなり細かくやっただいていただいているところがあります。一番大きく見れる立場にあるのは、恐らく担任の先生と思われませんが、町内におきましては、一番規模の大きい学校でも在籍児童数が260名程度です。これを多い少ないというふうに、いろいろな捉え方はあるかと思いますが、基本的には全児童生徒を全教職員で見とっていきましょうということで、情報を共有していくということが、全ての学校において確認されているところがあります。

●委員長（大野委員） ほかがございますか。

12番、佐々木亮子委員。

●佐々木亮子委員 今の議論を聞いていて、ちょっと気になるところがあったんでお伺いします。ストレスチェックで3名の方が評価が高かった、悪かったというんですかがあったと。だけれども、医師の診断は希望していないと、現在も働いているということなんですけれども、医師の診断を受ける受けないというのは、強制的にはできないんですけれども、放っておいても大丈夫なんですかね。きちんと診断を受けて、その後、鬱ですとか、登校できないですとか、そういうことにつながるような対策というのは、何もとらなくても大丈夫なんでしょうか。

●委員長（大野委員） 管理課長。

●教委管理課長（真里谷課長） このストレスチェックでございますが、あくまでも医師との面談指導というのは、本人が希望しなければ受けることができないと、あくまでも本人の希望でございます。その後のことについてのフォローということですが、まず、このストレスチェックを一つの機会として、これだけストレスをかかっているということを本人に自覚をしていただくということから、まずは始めるということが大切かなと思っているところではございます。

●委員長（大野委員） 12番、佐々木亮子委員。

●佐々木亮子委員 自覚をしていただくのはいいんですけれども、やはりこういう方がいて、医師の診断を受けるべきなんだというふうに思うんですけれども、あくまでもそれは本人の判断だということなんですけれども、それでいいんでしょうか。いいんでしょうかといいますか、やはりきちんとそういう結果が出たのであれば、対応ということをするべきではないかと思うんですが、どうでしょうか。

●委員長（大野委員） 教委指導室長。

- 教委指導室長（山田室長） 指導室のほうから、この件にかかわるところでお答えをさせていただきますと思います。

ストレスで体調を崩される学校の先生方が多いということが、これはもう全国的に報道等でされているわけです。厚岸町について、この部分が皆無という状況には、自分も学校のほうを訪問させていただいて感じるころはあります。それぞれの先生方が、さまざまな業務に携わられている中において、少なからずその中にストレスとして感じられているところあるかと思います。

私が、学校のほうを訪問させていただいて、それぞれの先生方とお話をさせていただく中において、具体的に大きく三つのストレスの要因があるのかなというふうに捉えているところがあります。一つは、学習指導がどうもうまくできないんだということ、これはそれぞれの先生方の資質の問題にかかわってくるかもしれません。これは授業改善という部分を、個々の先生方が自分、ご自身の努力等で進めていかなければならないところがありますけれども、この部分が一つストレスとして感じられているところがあるのかなと思います。

もう一つは、子供との関係をつくるのが難しいということ、さまざまなお子さんがいらっしゃるわけです。この子供さん方、さまざまな子供さん、いわゆる立ち歩きって以前10年ほど前ぐらいから言われていたような、要は自席に着席できない子供さんたちという部分があって、そういうようなところへの対処がなかなか難しいんだというところがありました。幸いなことに平成30年度、厚岸町内の小中学校において、立ち歩きによって授業が成立しないということはないんです。そういう部分でも、ただ、そういうところの子供との関係という部分について難しいところはあるというふうに、それをストレスの要因として考えられている先生は、いらっしゃるかなと思います。

もう一つ、これは全国的に言われていることです。保護者との対応です。この保護者との対応において、さまざまな部分でのストレスというふうに感じられている先生方がいらっしゃるかだと思います。それで町内の学校においては、個々の先生方がストレス要因として考えられているところについては、基本的には教師の中同士、ないしは管理職との情報共有を進める中において、ひとりでは背負い込まない、またはひとりでは背負い込ませない、そういうようなことの中で対処を進めているところがあります。

- 委員長（大野委員） 12番、佐々木亮子委員。

- 佐々木亮子委員 ストレスの要因はわかりました。聞いているのはこういう状況、そういう結果がしている方を放っておいてもいいのかということなんです。それに対しては、どのような判断をされているんでしょうか。

- 委員長（大野委員） 教育長。

- 教育長（酒井教育長） ストレスチェックは、あくまでも個人の意思で医師との面談を受けるということ、先ほどの答弁のとおりでございますので、校長は自分の学校に何名、

何名というか、誰が医師との面談が必要ですよという結果が出ているかというのは、校長は押さえられています。それ以外は、全て個人情報ですので、学校内で個人情報が漏れるような取り扱いはできません。当然できません。ただ、校長としては、そういったものが校内に知られないような方法で、例えば業務の分担をするですとか、先ほど答弁ありましたけれども、校内にはいろいろな組織がありますので、その組織を通して、その先生が担当している業務を組織で担う体制に組みかえていくですとか、個人情報に配慮しながら、そういったストレスを抱えている先生への対応というのは、これは校長が学校運営上、責任を持ってやらなければならないというようなことにはなっております。

- 委員長（大野委員）　ほか、この目ございませんか。

（な　し）

- 委員長（大野委員）　なければ進みます。

2目社会体育費。

8番、南谷委員。

- 南谷委員　2目社会体育費、ここでお尋ねをさせていただきます。

どこがどうということではないんですよ。というのは野球場、昨年、整備を一応終わりました。これからという時でございますけれども、残念ながら町内の子供の数がなくて、野球少年の数がなくて、町内で昔は各校1チームできたんですけれども、町内だけでもまとまりきれないと、非常に残念な方向にあるわけですよ。ということは、将来、今の子供たちが10年後、社会人になっても野球する機会というのは、仲間がいなくてできなくなってしまうのではないかと、かように思う次第でございます。

パークゴルフは盛んに一生懸命皆さんやって、体育指導課としても忙しい思いをされていると思うんですけれども、特に青少年、児童のスポーツという厚岸町のスポーツという部分では、余り体育振興課としてもっと私は積極的に、各学校任せではないのかな、学校単位で学校の子供たちの児童の数に合ったスポーツに取り組んでおられると思うんですけれども、少子化の中でそれぞれ昔のようなスポーツに取り組むということは、なかなかできなくなってきた、スケートにしてもしかり。佐藤綾乃さんは出たんですけれども、スケートリンクだって釧路の学校から見ると、今の本町のスケートリンクの状況で、将来を担うような、世界に打って出るような施設環境でもない。

やっぱり体育振興課として、もっと前向きに今までのものを守っていただくだけではなくて、学校ともっと連携をとって、積極的に今年はこのことに協力していくんだというのが見えないんですね、31年度の予算の中に。プールを直しますよ、全部後追いでないのかな、もう少し積極的に子供たちの将来、少ない子供しかいないかもしれないけれども、子供たちが希望を持てるような投資というんですか、そういうような取り組みが見えないんですよ。いかがでしょうか。

- 委員長（大野委員）　スポーツ課長。

●教委スポーツ課長（高橋課長） お答え申し上げます。

ご指摘のとおり、最近のスポーツに関する子供たちの状況、少年団の状況を見ましても、各団とも毎年団員の減少傾向にあるという部分については、確かにそのとおりでございます。野球の少年団につきましても、一昨年、真龍と本町の少年団が合体したチームができましたけれども、お話によりますと、31年度におきましては単独チームも編成できないような形で、他のチームと合同で活動をしていくというお話も伺っております。

そういった中で、スポーツ振興としてどのように力を入れていくかという部分でございますけれども、なかなか集団スポーツの活動も難しくなっている状況の中で、やはりスポーツとしては個人でやるスポーツに特化して、これからいくのかなと。なかなか集団でやるスポーツについては、児童生徒の部分については、難しくなっているのかなという気はしております。町内のスポーツ振興につきましては、従来からいろいろな子どもも各種スポーツ大会ですとか、各種スポーツ教室、講習会等開催させていただいているところではございますけれども、特に今年につきましては、冬場の運動不足の解消に資するような目的で、スノーシューの体験講習会等も開催させていただき、10人程度の参加者だったわけではございますけれども、冬場のスポーツ運動不足解消という部分では、そういった効果も少しばかりではありますけれども、上げてきているところではございますし、また、ニュースポーツの振興としまして、今年から始めたボッチャというパラリンピックの競技にもなっておりますけれども、そういった部分での新しいスポーツ人口の掘り起こしというような部分にも力を入れてございまして、健常者も障がい者も一緒になってできるスポーツということで、また、新たな展開も模索しているところでございます。

ご指摘の部分につきましては、非常に難しい問題なのかなとは認識しておりますけれども、新たな町民の健康増進といった部分の中で、こういった施策が展開できるのかという部分につきましては、ご指摘のとおり、31年度の予算の部分では、目新しい項目というのはございませんけれども、今後の検討の中で、また、町民のスポーツの増進という中で、積極的に検討・研究をしてまいりたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

●委員長（大野委員） 8番、南谷委員。

●南谷委員 全くそのとおりだと思うんです。子供が少なくなってきた、団体競技というのはなかなか難しいだろう。でも私思うには、やっぱり児童生徒というのは学校単位でいる時間が長いし、放課後いろいろなスポーツにバスケットなら勤体でやっているとか、いろいろあると思うんです。ですから、学校やそういう少年団としっかり連携をとって、体育振興課というのは今あるものを維持するだけではなくて、新たに税財政課にこれやるから少し財源よこせと、このくらいの気持ちで町として子供たちのために、そういう前向きな姿勢でいってほしいと思うんですよ。今、あるものを守るよではなくて、少ない子供だけでも、こう光っているよと。そういう競技を体育振興課としても支援して

くんだと、そういう姿勢で、ぜひ課長にエールを送りますから、頑張ってくださいと思いますが、いかがでしょうか。

- 委員長（大野委員） 南谷委員、スポーツ課に課名変更していますから、体育振興課と言われているけれども。

教育長。

- 教育長（酒井教育長） 平成31年度の教育執行方針の中にも、若干触れさせていただいている部分がございます、実は町のスポーツ課として、学校の体育の授業であったり、あるいは部活動であったり、そういったものに教育委員会としてどうそこに支援をしていけるかという部分は、考えていきたいなと思っています。

というのは、まず、子供の数は減ってはいる、これは間違いありません。ただ、もう一つの問題は、子供たちの気持ちの中にスポーツに親しむ、積極的にそういったものやってみよう、長続き、持続させて頑張ろう、そういう思いもひところに比べると、若干やっぱり薄まってきているのかなと、そういう問題意識は持っております。そういうことがありますので、スポーツ課として、あるいは教育委員会として、子供たちのスポーツ意識、スポーツに臨むそういった環境づくり、そういったものも含めて考えていかなければならないのかなというふうな思いは持っておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

- 委員長（大野委員） ほかがございませんか。

12番、佐々木亮子委員。

- 佐々木亮子委員 326ページ、スケートリンクのことでお伺いをいたします。

御存じのように、湖南地区には現在スケートをできる場所がないんですね、それでお子さんをお持ちの保護者の皆さんから、やっぱり子供をスケートさせたいという声が、何人かから上がっているんです。以前は学校でつくっていたけれども、今は教師も多忙だからそれも難しいだろう、保護者が、またスケートリンクをつくるといっても、これもなかなか難しいだろうと、となればやっぱり宮園のスケートリンクに子供を行かせるしかない。けれども、父母も保護者の方も忙しくて、なかなか送迎ができないと、だけれども、スケートはさせたいんだという声が出されています。

それで、例えばびっちりじゃなくてもいいんですが、冬休みの期間何日か、例えば大分以前やっていたというふうにお聞きしましたけれども、スケート場までの送迎バスを出してスケートができるように対応するですとか、そういった方法・手段というのは何か考えられませんか。

- 委員長（大野委員） スポーツ課長。

- 教委スポーツ課長（高橋課長） ご質問のありましたスケートリンクの関係ですけれども、過去においては町内の学校、ほとんど全ての学校が自前のスケートリンクをつくっ

て、冬期間の体育の授業等に活用をされていたということでございますけれども、長い経過の中で1校減り2校減りということで、今は全ての学校が体育の授業につきましては、町のスケートリンクを利用させていただいているというところでございます。

確かに、質問者のご指摘のとおり、スケートリンク造成するに当たっては、教員だけの力でできるわけではございませんで、PTAのお力ですとか、そういった部分のご協力をいただきながらつくっておったというふうに認識しておりますけれども、なかなか今の御時世そういった部分で、ご協力いただける部分も少なくなっているという感じもしておるところでございますけれども、冬期間のスケート場の利用をさらに積極的に進めていく上で、送迎という部分でございますけれども、スポーツ課といたしましては、今のところはそういった対応はしていないところでございます。

今、なかなか送迎という部分につきましても、スクールバスを使うことになると思うんですけれども、そういった部分の対応ができるのかどうなのかという部分を検討したことはございませんけれども、学校の通常であればスクールバスというのは、児童の送迎に使われておりますので、送迎というのはちょっと難しい部分があるのかとは思いますが、冬期の休業期間中におきましてはスクールバスの運行状況に、もし余裕があるのかどうかちょっとわかりませんが、使える期間があるのであれば、そういった送迎につきましてもちょっと学校機関とも相談させていただきながら、どのようなニーズがあるのかちょっとわかりませんが、そういった部分も調査させていただきながら、対応できるのかどうか検討していきたいと考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

●委員長（大野委員） ほかがございませんか。

（な し）

●委員長（大野委員） なければ進みます。

3目温水プール運営費。

（な し）

●委員長（大野委員） 4目学校給食費。

4番、石澤委員。

●石澤委員 今回、学校給食費、給食費が公費で見てもらえるということになったのですが、今までも食材については地産地消という形で取り組んできていると思うんですが、これからもそれは続けていくということだったのですが、今、TPPによって安全基準が大きく変えられています。食材に対してもいろいろなデメリットの部分が出てくると思うんですが、それはどういうふうに対処していくんですか。

●委員長（大野委員） 管理課長。

●教委管理課長（真里谷課長） 31年度から、学校の給食費の無償化ということで提案をさせていただいております。まず、給食の食材を考える場合には、まずは地元の食材を第一にする、その後管内、また道内、あと国内ということで、安全性を当然重視をしながらやっていくということでございます。今の段階では、約95%以上それで補っています。ただ、どうしても足りないといった場合には、少し海外の物を使っている場合がありますので、その考え方は今後も変えずにやっていきたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

●委員長（大野委員） 4番、石澤委員。

●石澤委員 その時、注意して行ってほしいのに、今回本当に大きく農薬とか、ネオニコチノイドという農薬が緩和されているんですよね。子供たちのアレルギーの問題も含めて、動物実験分析した結果、免疫システムとか悪影響及ぼすと、そういうような結果も出ています。ですから、北海道の中の食材が結構多いのだと思うんですけども、それを取り入れるときに確実にどういうふうなところから出ているのかとか、何が使われているのかというのをきちっと調べた上で、対応してほしいなと思うんです。アレルギーの子供たちにとっては、遺伝子組み換えに至っては全く違った物が入ってきますし、ゲノムという形になってくると、それは全く今まであった物と違った食材がそこにあるということになるんで、それも含めて、これから大変になっていくと思うんですが、それを含めてきちっとした調査をしながら、給食に対応して行ってほしいと思います。いかがですか。

●委員長（大野委員） 管理課長。

●教委管理課長（真里谷課長） まず、産地については必ず確認をして、どこの産だというのは確認をして、統計もとっているところでございます。また、今、言った農薬等の劇薬・毒物についても情報を取りながら、さらに調べながら使わないということで、当然、給食の食材ですので、そういう危険性をはらんだ食材は使わないのが当たり前ではございますが、さらに注意深くその辺はやっていきたいと思っておりますので、ご理解いただきたいと思います。

●委員長（大野委員） ほかがございませんか。

（な し）

●委員長（大野委員） なければ、11款、1項公債費、1目元金。

（な し）

●委員長（大野委員） 2目利子。

（な し）

●委員長（大野委員） 12款、1項、1目給与費。
ございませんか。

（な し）

●委員長（大野委員） 13款、1項、1目予備費。
ございませんか。

（な し）

●委員長（大野委員） 341ページから345ページは、給与費明細書です。
ございませんか。

（な し）

●委員長（大野委員） 以上で、歳出を終わります。
1ページにお戻りください。

第2条、継続費です。継続費については、7ページの第2表と346ページの継続費に関する調書となります。

ございませんか。

（な し）

●委員長（大野委員） 再び1ページにお戻りください。

第3条、債務負担行為です。債務負担行為については、8ページの第3表と347ページから349ページの債務負担行為に関する調書となります。

ございませんか。

（な し）

●委員長（大野委員） 再び1ページにお戻りください。

第4条、地方債です。地方債については、9ページの第4表と350ページの地方債に関する調書となります。

ございませんか。

（な し）

- 委員長（大野委員） なければ、再び1ページにお戻りください。

第5条、一時借入金です。

ございませんか。

(な し)

- 委員長（大野委員） 総体的にございませんか。

3番、堀委員。

- 堀委員 平成31年度の新年度一般会計予算、これは過去最大の予算となったわけでありませけれども、その大きな要因というものは、懸案となっていた大型事業、これを実施したというところであり、その全てが決して先送りしてよいものではなく、今やらなければならぬ事業というものを盛り込んだ予算として、大いに理解するところでありませ。ただし、その内容を見たときには、増えた予算の財源を地方債に大きく依存している状況にあり、そこに若干の私は不安を覚えるものであります。もっと既存予算のドラスティックまでとは言いませんけれども、やめる事業や削る事業などの選定など、身を削る改革というものが今回の予算少なかったんじゃないのかなという点で、不満が少しあるところでありませ。増発される地方債の多くは、過疎対策債や時限の迫っている緊急防災・減災債で、後年時の償還時においても基準財政需要額に多くの充当が見込めるいわゆる有利な起債であることから、町財政に大きな影響が出ることはないという議論もされておりました。

ただ、その議論の前提というものは、あくまでも国の地方財政計画や地方交付税が今後とも堅調に推移していくんだというものが前提に立っているんじゃないのかなと思ひませし、ただ、私はそこに大きな疑問を持つものであります。国はGDPの2倍にも上る国債を発行し、その半分近くも日本銀行が買い受けるマッチポンプ的な財政金融政策を続けていて、ゼロ金利政策からの脱却やいわゆる出口戦略も描くことができていない状況に、危機感を覚えているのは私だけではないと思ひませ。

国が傾いたとき、その影響を受けるのは地方交付税であるということは、過去の骨太方針、三位一体改革の時の地方交付税の大幅な減額というものから見ても明らかで、今の状況はその時よりももっと悪いと、私は思ひしております。万一、地方交付税の大幅な減額があったとき、町の財政というものはイエローゾーンを乗り越してレッドゾーンにまでも入ってしまうのではないかなと、懸念をするところでありませ。

その時、その影響を受けてしまうのは町民であるというものは、自明であらうと思ひませ。もちろん私の懸念が杞憂で終わっていただければ、それは一番いいんでありますけれども、なかなか昨今の状況を見たときには、そうもいかないんじゃないのかなというように感じざるを得ませ。私は、町議会議員という政治家であります。議員として町の行財政にしっかりと監視の目を向けるという職務がある一方、住民の意見や要望というものにも耳を傾け、その政策実現というものにも努力をする、いわゆる二律背反を行うものであります。だからこそ、財政部局においてはそういう私なりの意見という

ものの、ストッパー役にもなっていたきたいなというように思うところであります。世界情勢や社会情勢を踏まえた悪い想定というものも念頭に入れた、しっかりとした財政運営をしていっていただきたいと願うのですが、いかがでしょうか。

●委員長（大野委員） 町長。

●町長（若狭町長） 本年度の31年度の厚岸町の各関係予算、すなわち一般会計予算でございますが、今、ご指摘のとおり117億円という、かつてない大型な予算ということに相なったわけであります。

執行方針でも申し上げましたけれども、今回の重点項目としては、三つの重点をさせていただきます。何といたしまして今日、少子化並びに子供対策というものが、極めて重要な時期を迎えております。二つ目は、やはり防災対策であります。千島海溝地震が30年以内に7%から40%、または根室沖地震に至っては30年以内に80%、我が厚岸町においては77.2%、切迫した時代を迎えておるわけであります。そういう中で、安全・安心なまちづくり、極めて今までもやってきましたけれども、あの東日本大震災が8年目を迎えたあの哀れな姿、我々も現地見てきましたけれども、本当にいまだに復旧ができない状況にあります。厚岸は海岸に面している地域でもあります。そのほか自然災害も多発をいたしております。そういう点を考えまして、防災・減災対策を重点にいたしました。もう一つは、観光の振興であります。これからの厚岸町の経済活性化にとっては、最も重点として施策としてやっていかなければならない厚岸の経済の活性化においては、すばらしい資源のある傑出した景観を持っている厚岸の資源を生かして、経済の活性化をしていかなければならないという意味において、3点を重点項目にさせていただいたわけであります。

もう一つは、やはり何といたしまして厚岸は、1次産業のまちであります。水産業、そしてまた酪農の振興なくして、厚岸の経済は持たないわけであります。そういう施策を講じながら、今回の予算編成をさせていただきます。しかも今日は、残念なことに建物等が老朽化しております。子供対策においては保育所等が重点な施策として、早急に解決をしなければならない時代を迎えたわけであります。

実は私も町長になりましてから、早いもので18年目を迎えました。平成13年であります。その当時は、ある程度の地方交付税というのが見込まれたわけであります。しかしながら、当時は小泉内閣が誕生して、極端に地方財政が厳しく相なったわけであります。しかも平成17年、真龍小学校をつくるために、職員の協力をいただきながら、私は給与というものは削減をすべきではない、生活給であるという認識に立っておったわけでありますが、理解をいただきながら10%のカットをいただいたということで、本当に財政はますますと厳しい時代を迎えたわけであります。

今日、おかげさまであの震災以来、緊防債という新しい制度が誕生いたしました。あと、2年でその緊防債が終わるわけでありますので、この制度を使ってそれぞれの建物に対する対応をしていきたい、そういうことで、しかしながらやっぱり何といたしまして健全財政が一番です。実は厚岸は、我々は今まで恵まれておったのです。なぜかといいますと、一つは、大きいのは防衛予算です。もう一つは、産炭地域の予算でありまし

た。しかし、産炭は終わりました。そういう財政の中で、国から来る地方交付税のほかに産炭の予算がなくなったということは、大きなこれからの財政運営に影響があります。

しかし、私は、地方交付税のことは、先ほど南谷委員の質問でお答えいたしました、臨財債はこれは別な地方交付税の裏で決めることでありますが、何といたしましてもやはり厚岸町の町税、大体10億円から11億円見込むわけでありましたが、到底それだけでまちづくりはできません。ですから、緊防債のほかに補助金、国・道からお金を持ってくるといったらちょっと悪い言葉ですが、協力、ご支援をいただく予算もただただたくさんあります。そういう意味においての大型予算を編成いたしましたので、堀委員が心配をいたしますように、これから大丈夫かということについては、我々、地方財政計画というものも国から出ておりますが、大変厳しい状況にあります、今後のことも考えながら私は地方債を減額するということは、もちろん大切なことではありますが、地方債残高を今までずっと減らしてきました。当時134億円あったのを90億台までもってきたことがあるわけですが、今回は残念なことに地方債に頼らざるを得ないという現状ではありますが、今後、これを減らしながら、さらによりよい厚岸町をつくっていかねばならない。そういうことでございますので、心配もあるかと思いますが、いろいろと健全財政を維持しながら、これからはしっかりとさらにすばらしい厚岸町をつくるのが我々の目的であり、また、議事機関としての町議会議員の皆さん方と相まって、これからのまちづくりをしていかねばならない。そういうふうを考えておりますので、堀委員からの答弁については、私もそのように考えておりますが、そういう心配のないようにこれからもしっかりと財政運営をしてまいりたいと考えておりますので、ご理解いただきたいと存じます。

●委員長（大野委員） 3番、堀委員。

●堀委員 私も全くそのとおりでございますし、そのように1回目の質問でも言わせていただいてもおりました。ただ、私は当然、町財政というものに少なからず議員側のほうから携わって、監視・監督というところで見えていく立場であるから、少なくとも町財政においても、責任というものはあるというふうに思っております。ただ、国に関して言うと、そこまでの信頼性というものが薄くなっている。余りにも国の地方財政計画というものに依存した中で財政運営をされたときには、本当に国が倒れてしまったときには、町も一緒に倒れてしまうことにもなるというふうな中で、そういう危機感というものが非常に大きくなっているのかなというふうなことの中で、今回このように総体の中で質問をさせていただきました。

当然、私たち議会議員として、いろいろな要求・要望というものもしていくわけであり、やはりそういったときにもしっかりとした財政基軸というものを持っていた中で、できないものはできないんだと、やるものはやるんだというしっかりとした基軸を持って臨んでいただきたいと思うのが、私の率直な意見でありますので、どうかそういう点も踏まえた中で、今後もしっかりとした財政運営をしていただきたいと思っております。よろしくお願いたします。

●委員長（大野委員） 町長。

●町長（若狭町長） ちょうど時期的に、今、第5期の厚岸町の総合計画が終わろうとい
たしておるわけでありまして。今、もう既に第6期の準備にかかっているわけでありま
すが、当然、財政状況も踏まえながら、将来の厚岸をどうつくるかというちょうど期間で
ございますので、いろいろな今、ご指摘の点も含めながら新しい第6期総合計画をつ
つていかなければならない、既にいろいろとアンケート調査もいたしております。

その中でちょっとは余談になります。皆さん方にご承知いただきたいと思いますが、
子供さん方がこの厚岸に住んでよかったですかっていう回答ですが、約80%近くありま
した。そういう子供方の気持ちも、これから厚岸に住もうという方は残念ながらちょ
と低いんです。ということは働き場所がないとか、いろいろな条件ありますが、厚岸はい
いところなんだけれども、厚岸においてはいろいろな夢がないという点もあらわれてお
りますので、こういう点も健全財政を維持しながら、やはりいいまちづくりをしてい
かなければならない。そういうふうを考えておりますので、第6期厚岸町総合計画を時
期的に継続する時期でありますので、ですから私はなぜ総合計画をつくるかといいま
すのは、第5期の前期までは地方自治法で必置だったんです。第1条において。ところが、
その後は必置でなくなった、本来であればつくらなくてもいいんです。しかしながら、
厚岸の指針として総合計画の役割大きいということで、継続しようという気持ちで議
会のほうに提案をしながら、ご意見をいただいているところでありますが、そういう
ことも含めながらこれからのまちづくりをしていきたいと思っておりますし、この31
年度の予算は、そういう未来に向けた予算であるということもご承知いただきたい
と思っております。

●委員長（大野委員） ほかがございませんか。

（な し）

●委員長（大野委員） なければ、以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

本案は、討論を省略し、原案のとおり可決すべきものと決するにご異議ござい
ませんか。

（「異議なし」の声あり）

●委員長（大野委員） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

●委員長（大野委員） 休憩します。

午前11時47分休憩

午前11時47分再開

●委員長（大野委員） 再開いたします。

それでは、議案第2号からは、款、項で審査いたします。

議案第2号平成31年度厚岸町国民健康保険特別会計予算を議題とし、審査を進めてまいります。

なお、議案第2号からは、款、項で審査いたします。

10ページ、第1条、歳入歳出予算です。

11ページと12ページは、第3表歳入歳出予算です。351ページ、352ページは、事項別明細書です。

353ページ、歳入から進めてまいります。

1款、1項国民健康保険税。

8番、南谷委員。

●南谷委員 議員協議会でもご説明を受けましたし、条例でも条例改正、本定例会で議案で提出され広がるんですけども、国民健康保険事業納付金、本年度予算の国民健康保険事業納付金が4億6,240万7,000円、これを決めたんで北海道のほうに払うと。そのうち町民からは、一般被保険者国民健康保険税として、今年は3億8,427万9,000円、対前年対比1,009万円保険税、町民からいただくのが1,000万円上がったと、対前年比ね。そういうことで理解をさせていただいたんですけども、その上でお尋ねをさせていただきます。

昨年度、平成30年度の実績に基づいて収納率が0.96、昨年もたしか0.96だったよと、この辺についての考え方、実際、29年度の実態という収納率というのはどういうふうになっていくのかな、同じ0.96になっているんですけども、この辺、考え方としてどうなのかなという部分。

それから、町民一人一人にかかわってくる全体増で、議員協議会のときに平均若干、全体で上がるよというお話を伺いました。比率にしてどのくらいのアップになるのか、この辺についてもお尋ねをさせていただきます。

●委員長（大野委員） 税財政課長。

●税財政課長（星川課長） 今のご質問の中で徴収率の関係で、私のほうからご答弁させていただきます。

今回、当初予算、一般会計のほうのもそうだったんですけども、前年とほぼ同じレベルということで、約96%という当初段階では、そういう見積もりをさせていただいているということでございます。これが今までにつきましては、平成29年度の実績で申し上げますと、現年分では、これが実際のところ97.14ということに今、相なっております。こういった徴収率を踏まえた中での当初予算につきましては、例年のとおりということで96に抑えさせていただいて、それ以後については、後の補正でもってそれは対応させていただくという見積もりにしてございます。

●委員長（大野委員） 町民課長。

●町民課長（石塚課長） 国民健康保険税が、どの程度上昇するのかということにつきましては、平成30年度の国民健康保険税収納必要額と比較した場合に、31年度は全体では3.3%、上昇することとなります。条例の参考資料の③の最後のページに、所得別被保険者人数別世帯のそれぞれにモデルケースとして条件を設定して、それぞれの上昇率を記載した資料を提示させていただいておりますが、所得の高い限度額に達している世帯については、改定後では上がらないと。主に500万円以上の所得のあるひとり世帯の場合は、一番上がる率が高くなっておりまして、5.3%という状況になってございます。

あと、ほかの段階については、所得別、それから世帯の被保険者人数の別に記載させてございますので、そちらをごらんいただければと思います。

●委員長（大野委員） 8番、南谷委員。

●南谷委員 国保会計、制度が変わって全道一律、こういう考え方に基づいて動き出したわけでございます。私は、どこに住んでも北海道の人は、同じ立場であれば同じ保険料というのが望ましいのかなと考えます。ただ、上がっていくことに関しては、やはり町村会含めて4番委員の質問もございました。私も、保険料が町民の負担に大きくならないように、全道的なレベルで町村会を通して、国なり道なりの負担の増というのですか、それぞれの保険者が負担にならないように、常に首長として取り組んで、声を出していただきたいと思いますと思いますが、いかがでしょうか。

●委員長（大野委員） 町民課長。

●町民課長（石塚課長） 公費の投入の部分ということでお答えをさせていただきます。これまでも厚岸町も所属している町村会を通じて、もしくは国民健康保険団体連合会を通じて、公費の3,400億円の確実な履行と、それ以上必要な場合の公費の投入の拡大ということについて、また、子供の均等割の軽減対策という3点については要望をしてきたところでございまして、今後も要望していくというふうに考えてございます。以上でございます。

●委員長（大野委員） ほかございませんか。

（な し）

●委員長（大野委員） なければ、4款道支出金、1項道補助金。

（な し）

●委員長（大野委員） 5款財産収入、1項財産運用収入。

ございませんか。

(な し)

- 委員長（大野委員） 6款繰入金、1項一般会計繰入金。

(な し)

- 委員長（大野委員） 8款諸収入、1項延滞金加算金及び過料。

(な し)

- 委員長（大野委員） 3項雑入。

ございませんか。

(な し)

- 委員長（大野委員） 以上で、歳入を終わります。

- 委員長（大野委員） ここで昼食のため、休憩といたします。再開は、午後1時といたします。

午前11時56分休憩

午後1時00分再開

- 委員長（大野委員） 再開いたします。
359ページの歳出から進めてまいります。
1款総務費、1項総務管理費。

(な し)

- 委員長（大野委員） 2項徴税费。

(な し)

- 委員長（大野委員） 3項運営協議会費。

(な し)

- 委員長（大野委員） 5項特別対策事業費。

ございませんか。

(な し)

- 委員長（大野委員） 2 款保険給付費、1 項療養諸費。

(な し)

- 委員長（大野委員） 2 項高額療養費。

(な し)

- 委員長（大野委員） 3 項移送費。

(な し)

- 委員長（大野委員） 4 項出産育児諸費。
ございませんか。

(な し)

- 委員長（大野委員） 5 項葬祭諸費。

(な し)

- 委員長（大野委員） 3 款、1 項国民健康保険事業費納付金。

(な し)

- 委員長（大野委員） 4 款、1 項共同事業拠出金。

(な し)

- 委員長（大野委員） 6 款保健事業費、1 項特定健康診査等事業費。
ございませんか。

(な し)

- 委員長（大野委員） 2 項保健事業費。

(な し)

- 委員長（大野委員） 7 款、1 項基金積立金。

(な し)

- 委員長（大野委員） 9 款諸支出金、1 項償還金及び還付金。

(な し)

- 委員長（大野委員） 10 款、1 項予備費。
ごさいませんか。

(な し)

- 委員長（大野委員） 383 ページから 386 ページは、給与費明細書です。
ごさいませんか。

(な し)

- 委員長（大野委員） 以上で、歳出を終わります。
10 ページにお戻りください。
第 2 条、歳出予算の流用です。
ごさいませんか。

(な し)

- 委員長（大野委員） 総体的にごさいませんか。

(な し)

- 委員長（大野委員） なければ、以上で質疑を終わります。
お諮りいたします。
本案は、討論を省略し、原案のとおり可決すべきもの決するにご異議ごさいませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 委員長（大野委員） 異議なしと認めます。
よって、本案は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。
次に、議案第 3 号平成 31 年度厚岸町簡易水道事業特別会計予算を議題といたします。

13ページをお開きください。

第1条、歳入歳出予算です。14ページ、15ページは、第1表歳入歳出予算です。

387ページと388ページは、事項別明細書です。

389ページ、歳入から進めてまいります。

2款使用料及び手数料、1項使用料。

(な し)

●委員長（大野委員） 2項手数料。

(な し)

●委員長（大野委員） 4款道支出金、1項道補助金。

(な し)

●委員長（大野委員） 5款繰入金、1項一般会計繰入金。
ございませんか。

(な し)

●委員長（大野委員） 7款諸収入、1項雑入。

(な し)

●委員長（大野委員） 8款、1項町債。
ございませんか。

(な し)

●委員長（大野委員） 以上で、歳入を終わります。
次に、391ページ、歳出に入ります。
1款総務費、1項総務管理費。

(な し)

●委員長（大野委員） 2款水道費、1項水道事業費。
ございませんか。

(な し)

●委員長（大野委員） 4款、1項公債費。

（な し）

●委員長（大野委員） 5款、1項予備費。

ございませんか。

（な し）

●委員長（大野委員） 403ページから405ページは、給与費明細書です。

ございませんか。

（な し）

●委員長（大野委員） 以上で、歳出を終わります。

13ページにお戻りください。

第2条、地方債です。地方債については、16ページの第2表と406ページの地方債に関する調書となります。

ございませんか。

（な し）

●委員長（大野委員） 総体的にございませんか。

（な し）

●委員長（大野委員） なければ、以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

本案は、討論を省略し、原案のとおり可決すべきものと決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

●委員長（大野委員） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第4号平成31年度厚岸町下水道事業特別会計予算を議題といたします。

17ページをお開きください。

第1条、歳入歳出予算です。18ページ、19ページは、第1表歳入歳出予算です。

407ページ、408ページは、事項別明細書です。

409ページ、歳入から進めてまいります。

1 款分担金及び負担金、2 項負担金。

(な し)

●委員長（大野委員） 2 款使用料及び手数料、1 項使用料。

(な し)

●委員長（大野委員） 2 項手数料。

ございませんか。

(な し)

●委員長（大野委員） 3 款国庫支出金、1 項国庫補助金。

(な し)

●委員長（大野委員） 5 款繰入金、1 項一般会計繰入金。

(な し)

●委員長（大野委員） 6 款諸収入、1 項延滞金及び過料。

(な し)

●委員長（大野委員） 2 項雑入。

(な し)

●委員長（大野委員） 7 款、1 項町債。

ございませんか。

(な し)

●委員長（大野委員） 以上で、歳入を終わります。

次に、411ページ、歳出に入ります。

1 款下水道費、1 項下水道管理費。

(な し)

●委員長（大野委員） 2項下水道事業費。
ございませんか。

（な し）

●委員長（大野委員） 419ページ、2款諸支出金、1項償還金及び還付金。

（な し）

●委員長（大野委員） 3款、1項公債費。

（な し）

●委員長（大野委員） 4款、1項予備費。

（な し）

●委員長（大野委員） 425ページから427ページは、給与費明細書です。
ございませんか。

（な し）

●委員長（大野委員） 以上で、歳出を終わります。
17ページにお戻りください。

第2条、債務負担行為です。債務負担行為については、20ページの第2表と428ページの債務負担行為に関する調書となります。

ございませんか。

（な し）

●委員長（大野委員） 再び17ページにお戻りください。

第3条、地方債です。地方債については、21ページの第3表と429ページの地方債に関する調書となります。

ございませんか。

（な し）

●委員長（大野委員） 総体的にございませんか。
3番、堀委員。

●堀委員 3カ年事業のソフト事業のほうに、公営企業法の適用検討というものがあるわけなんですけれども、これは一体どのようなものなのか、これについてお聞かせ願いたいと思います。

●委員長（大野委員） 水道課長。

●水道課長（遠田課長） 今、公営企業法を所管する総務省のほうで地方公営企業、広く電気・ガス・水道・公共下水道いろいろなものありますけれども、そのうちで簡易水道と公共下水道事業を国民生活に直結するというので、地方公営企業法を適用する。要は、我々は法適用と言っていますけれども、きちんと経営を管理するため、見える化をすと言っていますけれども、そのために地方公営企業法を適用して、企業会計によって運営しなさいという方向が出されております。実は人口3万人未満の自治体については、既にほとんどがその指導に基づいて地方公営企業法を適用されておりますし、（発言する者あり）3万人以上ですね、されていますが、次の段階として行政人口が3万人以下について、地方公営企業法を適用して、簡単に言うと、独立採算の会計制度をもって運営しなさいという方向が出されております。

ロードマップ、スケジュールまで示されておまして、平成35年度までにその方向で行きなさいということが打ち出されております。今現在もその方向に向かって、いろいろな作業を進めていることが、社会資本整備総合交付金の交付要件とされていますので、かなり我々は強制力を持って進められていくのではないかという危惧を持っております。

●委員長（大野委員） 3番、堀委員。

●堀委員 それとか法適用になった場合、当然、一般会計からの繰出基準とか、そういうものも厳格に定められるといった中では、今までのような経営というか、下水道会計というものとは、大きくかけ離れてしまうのかなと心配するんですけども、経営的な面といった中で、それはやはり全然大丈夫というような位置づけのもとで進んでいくんでしょうか。それとも今までどおり、一般会計からの繰り入れなりというものが、多額な繰り入れというものを要した中で、やっていったりというもので賄っていけるんだというようになるものなのか、ここら辺だけちょっと教えてください。

●委員長（大野委員） 水道課長。

●水道課長（遠田課長） 地方公営企業法を適用して、原則独立採算ということになりますと、会計制度が今までと大きく変わりますので、事業の規模からいきますと、当然、1万人程度の規模の自治体では、採算のとれる事業ではないと。我々は、公共下水道事業は水道と違って、個人の受益だけに特化するのではなくて、広く公共水域の保全という意味合いもありますから、この事業自体は継続していかなければならないと。そういう中でそういう方向が示されますと、経営的に見ますと、会計制度が違うこともあって、

今までと同等の繰入金では採算がとれないだろうと。ご存じだと思いますけれども、ある資産に対して減価償却費、要は再構築のための費用を新たに計上しなければならない。これは下水道の性格からいくと、かなり膨大な資産を持っていますので、大きく赤字を膨らませてしまう要因になるということで、非常に小規模な事業体は危惧しておりますし、団体であります下水道協会にもこの点については反対の立場で、いろいろ運動を展開しているという状況でございます。

●委員長（大野委員） ほかがございませんか。

（な し）

●委員長（大野委員） なければ、以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

本案は、討論を省略し、原案のとおり可決すべきものと決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

●委員長（大野委員） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第5号平成31年度厚岸町介護保険特別会計予算を議題といたします。

22ページをお開きください。

第1条、歳入歳出予算です。23ページから25ページは、第1表歳入歳出予算です。

430ページ、431ページは、事項別明細書です。

432ページ、歳入から進めてまいります。

1款保険料、1項介護保険料。

（な し）

●委員長（大野委員） 2款サービス収入、2項予防給付費収入。

（な し）

●委員長（大野委員） 3項介護予防・日常生活支援総合事業費収入。

ございませんか。

（な し）

●委員長（大野委員） 3款分担金及び負担金、1項負担金。

(な し)

- 委員長（大野委員） 4 款国庫支出金、1 項国庫負担金。

(な し)

- 委員長（大野委員） 2 項国庫補助金。

(な し)

- 委員長（大野委員） 5 款、1 項支払基金交付金。
ごさいませんか。

(な し)

- 委員長（大野委員） 6 款道支出金、1 項道負担金。

(な し)

- 委員長（大野委員） 2 項道補助金。

(な し)

- 委員長（大野委員） 3 項委託金。

(な し)

- 委員長（大野委員） 7 款財産収入、1 項財産運用収入。

(な し)

- 委員長（大野委員） 8 款繰入金、1 項一般会計繰入金。
ごさいませんか。

(な し)

- 委員長（大野委員） 2 項基金繰入金。

(な し)

●委員長（大野委員） 10款諸収入、1項延滞金及び過料。

（な し）

●委員長（大野委員） 2項雑入。

ございませんか。

（な し）

●委員長（大野委員） 以上で、歳入を終わります。

次に、436ページ、歳出に入ります。

1款総務費、1項総務管理費。

（な し）

●委員長（大野委員） 2項徴収費。

（な し）

●委員長（大野委員） 3項介護認定審査会費。

（な し）

●委員長（大野委員） 6項地域密着型サービス運営委員会費。

（な し）

●委員長（大野委員） 2款保険給付費、1項介護サービス等諸費。

（な し）

●委員長（大野委員） 2項高額介護サービス費。

ございませんか。

（な し）

●委員長（大野委員） 3項高額医療合算介護サービス費。

（な し）

- 委員長（大野委員） 4項特定入所者介護サービス等費。
(なし)
- 委員長（大野委員） 4款地域支援事業費、2項包括的支援事業・任意事業費費。
(なし)
- 委員長（大野委員） 3項介護予防生活支援サービス事業費。
(なし)
- 委員長（大野委員） 4項一般介護予防事業費。
ごさいませんか。
(なし)
- 委員長（大野委員） 5項高額介護サービス費等。
(なし)
- 委員長（大野委員） 6項その他諸費。
(なし)
- 委員長（大野委員） 5款、1項介護給付費準備基金費。
(なし)
- 委員長（大野委員） 7款諸支出金、1項償還金及び還付金。
(なし)
- 委員長（大野委員） 8款サービス事業費、1項居宅サービス事業費。
(なし)
- 委員長（大野委員） 9款、1項予備費。
ごさいませんか。

(な し)

- 委員長（大野委員） 462ページから465ページは、給与費明細書です。
ございませんか。

(な し)

- 委員長（大野委員） 以上で、歳出を終わります。
総体的にございませんか。

(な し)

- 委員長（大野委員） なければ、以上で質疑を終わります。
お諮りいたします。
本案は、討論を省略し、原案のとおり可決すべきものと決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 委員長（大野委員） 異議なしと認めます。
よって、本案は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。
次に、議案第6号平成31年度厚岸町後期高齢者医療特別会計予算を議題といたします。
26ページをお開きください。
第1条、歳入歳出です。27ページ、28ページは、第1表歳入歳出予算です。
466ページ、467ページは、事項別明細書です。
468ページ、歳入から進めてまいります。
1款、1項後期高齢者医療保険料。

(な し)

- 委員長（大野委員） 3款繰入金、1項一般会計繰入金。

(な し)

- 委員長（大野委員） 5款諸収入、1項延滞金及び過料。

(な し)

- 委員長（大野委員） 4項償還金及び還付加算金。
ございませんか。

(な し)

- 委員長（大野委員） 以上で、歳入を終わります。

次に、470ページ、歳出に入ります。

1 款総務費、1 項総務管理費。

(な し)

- 委員長（大野委員） 2 項徴収費。

(な し)

- 委員長（大野委員） 2 款、1 項後期高齢者医療広域連合納付金。

(な し)

- 委員長（大野委員） 3 款諸支出金、1 項償還金及び還付加算金。

(な し)

- 委員長（大野委員） 4 款、1 項予備費。

ございませんか。

(な し)

- 委員長（大野委員） 以上で、歳出を終わります。

総体的にごございませんか。

(な し)

- 委員長（大野委員） なければ、以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

本案は、討論を省略し、原案のとおり可決すべきものと決するにご異議ございませんか。

(な し)

- 委員長（大野委員） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第7号平成31年度厚岸町介護老人保健施設事業特別会計予算を議題といたします。

29ページをお開きください。

第1条、歳入歳出予算です。30ページ、31ページは、第1表歳入歳出予算です。

478ページ、479ページは、事項別明細書です。

480ページ、歳入から進めてまいります。

1款サービス収入、1項介護給付費収入。

(なし)

●委員長（大野委員） 2項自己負担金収入。

(なし)

●委員長（大野委員） 8款諸収入、1項雑入。

ございませんか。

3番、堀委員。

●堀委員 申しわけありません。ここ諸収入じゃないんですけれども、その下に繰入金廃目となっている科目があるものですから、これについてお聞きしたいものですから、お話し願いたいと思うんですけれども、よろしいでしょうか。

●委員長（大野委員） はい。

●堀委員 平成30年度の補正予算において、介護老人保健施設基金積立金として700万円の補正というものがあって、基金のほうに積み立てられております。たしか1月末現在では、2,200万円の基金残高にこの700万円がたささって2,900万円になるのかなと思ったんですけれども、今回このような形で廃目となっているんですけれども、この点についてちょっと説明をしていただきたいと思います。

●委員長（大野委員） 病院事務長。

●病院事務長（土肥事務長） お答えいたします。

平成31年度の当初予算を計上する上で、収支のバランスが基金からの繰入金を入れずとも調整できたということで、当初予算ベースでは基金の繰り入れは予定していないということで、目は廃目ということになります。その後に備品購入ですとか、何かが出ましたときには、繰越金、あるいはこの基金からの繰入金というのも今後は、場合によってあるかなというところでございます。

●委員長（大野委員） 3番、堀委員。

●堀委員　そうすると、何かしらの意図があってというわけじゃなくて、予算的な措置をしなくてもいいからといった中での廃目ということ。ただ、2,900万円かな、基金残高になるのかなと思うんですけれども、といったときに3カ年を見たときに、ページ37ページだったと思うんですけれども、後年次のほうで事業予定をしておりますよね。2021年、1,797万4,000円という予定をしていたと思うんですけれども、これを見ていったときに、その内訳として財源内訳というのが、起債のところで介護というふうになっているんですけれども、今回、このような形で2,900万円ばかりの基金というものがある中においては、わざわざ起債というものに頼らなくても、やることもできるんじゃないのかなと。ましてや後年次でなくても必要であれば前倒しというか、そういうことも可能ではないのかなと思うんですけれども、この点についてはどのようにお考えなのでしょうか。

●委員長（大野委員）　病院事務長。

●病院事務長（土肥事務長）　介護老人保健施設の予算上では、確かに基金が2,900万円ほど積まれる予定であります。ただ、人材の確保等々で大変苦勞しております。今、負担金のほうからは、病院のほうからは借りずに確保できておりますが、まず人材の確保、それから今回この工事以外の部分、例えば特浴ですとか、そういった装置を今検討しなくちゃならない時期に来ておりますので、その辺はこの起債も含めて今後変更もあり得る形で、さらに検討して、その基金からの取り崩しも考えつつ、また、起債も考えつつということで、今回はとりあえず起債で1,700万円とはのせておりますが、今回の積み立ての額これが発生した時点で、また、その辺は検討したいなと考えております。

●委員長（大野委員）　ほかございませんか。

（な　し）

●委員長（大野委員）　なければ、以上で歳入を終わります。

次に、482ページ、歳出に入ります。

1款サービス事業費、1項施設サービス事業費。

（な　し）

●委員長（大野委員）　3款、1項予備費。

ございませんか。

（な　し）

●委員長（大野委員）　488ページから490ページは、給与費明細書です。

ございませんか。

(な し)

- 委員長（大野委員） 以上で、歳出を終わります。
総体的にございませんか。

(な し)

- 委員長（大野委員） なければ、以上で質疑を終わります。
お諮りいたします。
本案は、討論を省略し、原案のとおり可決すべきものと決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 委員長（大野委員） 異議なしと認めます。
よって、本案は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。
次に、議案第8号平成31年度厚岸町水道事業会計予算を議題といたします。
1ページをお開きください。
第2条、業務の予定量です。
次に、第3条、収益的収入及び支出です。
9ページをお開きください。収益収入から進めてまいります。
1款水道事業収益、1項営業収益。

(な し)

- 委員長（大野委員） 2項営業外収益。
ございませんか。

(な し)

- 委員長（大野委員） 以上で、収益的収入を終わります。
次に、収益的支出に入ります。
1款水道事業費用、1項営業費用。
8番、南谷委員。

- 南谷委員 営業費用、11ページの賃借料まで行きますか。19節賃借料、ここまで行きますか。入らない。

- 委員長（大野委員） 入ります。

- 南谷委員 19節の賃借料106万6,000円、料金システム借上料と企業会計システム借上料なんでございますが、前年の当初予算と比較いたしまして、非常に減額になっております。何で減額になったのか、説明を求めます。

- 委員長（大野委員） 水道課長。

- 水道課長（遠田課長） この賃借料ですけれども、システムのリース期間が、何カ月か残して切れたということがあります。もう一つの要因として、新しいシステムに切りかえるのですが、その見積額が従来のもものよりも減額になっておりますので、トータルとして従来から使用していた費用よりも減額になったという内容でございます。

- 委員長（大野委員） 8番、南谷委員。

- 南谷委員 今まで借りているやつのシステムの更新、これの今までと同じではなくて、同じ物を借りているんだけれども、リース料が下がったと、単純に、こういうことでよろしいのでしょうか。

- 委員長（大野委員） 水道課長。

- 水道課長（遠田課長） リース期間が切れても、そのもののリースは、リースといいますか、リース期間切れたんですけれども、使用はそのまま続けます。その使用続けている何カ月かの間は無償で借りられると、現在使っているシステムと新システムの切りかえにはざまがあって、その間の費用がかからなくなるというのが一つと、新しいシステムが今までの従来のもものよりも安価になると。たまたまはざまの期間がでたことによって、従来よりも減額になったという内容になります。

- 委員長（大野委員） 8番、南谷委員。

- 南谷委員 そうしたら、切れている間、無償でメーカーさんの好意というかな、その分、そうしたら次年度以降はもとに戻ると、こういう理解でいいんですか。

- 委員長（大野委員） 水道課長。

- 水道課長（遠田課長） いつも新しく更新した場合には、また、内容少し変わりますので、それは従来システムよりも安価になるということで、同額で新たに継続するという内容で、また新たにということではございません。

- 委員長（大野委員） ほかございませんか。

(な し)

- 委員長（大野委員） なければ進みます。
12ページ、2項営業外費用。

(な し)

- 委員長（大野委員） 4項予備費。
ございませんか。

(な し)

- 委員長（大野委員） 以上で、収益的支出を終わります。
1ページにお戻りください。
第4条、資本的収入及び支出です。
13ページをお開きください。
資本的収入から進めてまいります。
1款資本的収入、1項企業債。

(な し)

- 委員長（大野委員） 6項補償金。
ございませんか。
3番、堀委員。

- 堀委員 配水管布設がえ工事補償金ということでお伺いをいたします。
454万円ということで、説明資料見ると、床潭末広間道路の配水管布設替工事というものの工事に対する補償金だというふうに理解はするんですけども、この補償金の算定といったところについてお伺いしたいんですけども、この454万円というのは、移設工事の費用ほぼ100%というふうに見ていいのか、どうなのか、まずこれについてお聞きしたいと思います。

- 委員長（大野委員） 水道課長。

- 水道課長（遠田課長） 設置する水道管の耐用年数を、法定耐用年数をもとに残存部分について補償してもらおうという考えで算定しております。

- 委員長（大野委員） 3番、堀委員。

- 堀委員 そうすると、工事費というものがかかってくる中の幾らかという形になるんだ

と思うんですけれども、例えば企業会計ですから、会計事務というか、そういう事務管理というような費用、そういうものも含めて、当然これをやるに当たって工事発注だけじゃない、当然事務管理や何かというものもしなければならぬといった中で、そういう事務管理経費というものの請求というものは、こういう補償の中には入ってくるんでしょうか。

●委員長（大野委員） 水道課長。

●水道課長（遠田課長） 相手の道路事業との関係で、そういう経費の請求は、この中では見ておりません。

●委員長（大野委員） 3番、堀委員。

●堀委員 やはり企業会計、潤沢とは当然言えないような状況というものもある中においては、そういうところはもっと厳しく、仮に相手が厚岸町であっても、もらうべきものとしてきちんと請求できるものは、しっかりと請求すべきじゃないのかなと思うんですけれども、今後の検討として、ぜひ検討していただきたいなと思うんですけれども、いかがでしょうか。

●委員長（大野委員） 水道課長。

●水道課長（遠田課長） 道路事業に伴う補償費ですので、相手の道路事業者の補償規定に基づいて算定したわけですが、その中にはさすがに積算費用だとか、そういう事務的な経費は含まれておりません。これが要望できるかどうかというのも、ちょっと微妙なところではありますが、相手の規定によりますので、今までも相手先によって若干補償規定が異なっておりまして、それに合わせて補償費を算定して請求するという形をとっておりましたので、ここについては少し研究を要するのかなと思いますが、いずれにしても企業でございますので、極力算定で加えられるものについては、考えていきたいなと思います。

●委員長（大野委員） ほかがございませんか。

（な し）

●委員長（大野委員） なければ、以上で資本的収入を終わります。

次に、資本的支出に入ります。

1款資本的支出、1項建設改良費。

（な し）

●委員長（大野委員） 2項企業債償還金。
ございませんか。

（な し）

●委員長（大野委員） 以上で、資本的支出を終わります。
2ページにお戻りください。
第5条、企業債です。
ございませんか。

（な し）

●委員長（大野委員） 次に、第6条、予定支出の各項の経費の金額の流用です。

（な し）

●委員長（大野委員） 第7条、議会の議決を経なければ流用することのできない経費です。

（な し）

●委員長（大野委員） 第8条、他会計からの補助金です。
ございませんか。

（な し）

●委員長（大野委員） 第9条、たな卸資産購入限度額です。

（な し）

●委員長（大野委員） 3ページと4ページは、予算実施計画です。

（な し）

●委員長（大野委員） 5ページは、予定キャッシュ・フロー計算書です。

（な し）

●委員長（大野委員） 6ページから8ページは、給与費明細書です。
ございませんか。

(な し)

- 委員長（大野委員） 14ページから17ページは、予定貸借対照表と注記です。

(な し)

- 委員長（大野委員） 18ページは、平成30年度予定損益計算書です。

(な し)

- 委員長（大野委員） 19ページから22ページは、平成30年度予定貸借対照表と注記です。
ございませんか。

(な し)

- 委員長（大野委員） 総体的にございませんか。
7番、音喜多委員。

- 音喜多委員 平成31年の町長の執行方針の中で、新たな水源開発の可能性を検討する調査に着手すると表明されております。それで現在の供給が、何らかの不都合があつてか、あるいはそういう状況、先が見通せないものなのか、そういうことから新たなという表現で、これに求めるのかなと察するんですが、そのような新たにやると、調査したいという原因は、どういうところにあるものなのでしょうか、伺います。

- 委員長（大野委員） 水道課長。

- 水道課長（遠田課長） 一つは、現在の浄水場が建設から45年を経過していると、一般的な法定耐用年数でいきますと、60年ということになっております。そうすると、あと残り15年程度で、そうなりますと、今後、浄水場の更新のあり方がどうあるべきかという検討をそろそろしなければならない。というのは、浄水場単体の問題ではなくて、それにつながる取水する導水管とか、そこから配水池に送る送水管の建設事業にも関係する。それから、この間、かなり水処理に苦勞しております。河川表流水で、春先や大雨のときには非常に水質が悪化して、非常に大きな費用をかけて水を浄化しなければならないという、負担が大きくなっている状況にあります。

あと15年先とはいえ、浄水場の今後のあり方を考えたときには、まずは今、苦勞している水源の水質についても検討しなければならないと。ご存じかと思えますけれども、隣の標茶町はかなりいいわき水、湧水を使用して水の浄化、上水にはほとんどわずかな費用しかかかっておりません。厚岸町も標茶町寄りのエリアで、そういう良質な水源が確保できれば、今のような大がかりな浄水場の建設も維持管理も、維持管理が必要なく

なるというわけではないんですが、かなり軽減されるであろうということで、その方向性を定めるためには財政計画も含めて、今から可能性調査に着手しなければならないだろうということで、今年度、その費用を計上しております。

似たような簡易水道で太田、片無去地区も小規模な探査をして地下水を確保していますけれども、上水道の場合は1日に約5,000立方メートル前後と量がかなり多いので、簡易水道や農業水道のような規模ではなくて、かなり大がかりな調査なり見通しを立てなければ、その方向が見出せないと思っています。それで、ここ5年、10年という話ではなくて、もう少し先を見越したそういう方向を確定するために、水源探査を始めるといった内容でございます。

●委員長（大野委員） 7番、音喜多委員。

●音喜多委員 私も長いことここに籍を置いておりましたが、当初、当選した時点から、この第1回の定例会の時期3月になると、非常に水道水の件で議会も議員の控室もにぎやかになるわけでありまして。そうした中では、そういう意味で原因は何だということで、標茶のほうまで見に行ったこともございました。車からおりで、272で、標茶川がそういう原因があったと、それをずっと伝わって、ウマカイ川を伝わって各家庭に、おいのする、泡の立つという議論をしたこともありました。そういう経緯の中で、まだ30年ですけれども、そんな中ではこの問題について、昨年事故の問題も含めて我が町ではしっかりと考えなければならない問題だなと、常々そう思っているわけでありまして。

厚岸町の地形を見た場合は、平地ですよ、平地で山があるわけではなくて、そういう地下水も隣町にというか、いわゆる摩周に頼るしかないとは見るわけでありまして、そういった中で昨年、簡易水道が片無去地区で、大別地区で片無去地区に含めて供給する。そういう小さいながらも、有望な水源を発見したというか、そういったことを聞いていますし、今でもあると思うんですが、町営牧場の牧野の中でわき水が出ているところがあるんです。それは私も相当以前から知ってしまして、そういったところを利用すればいいのになと、素人ながらも思っていた経緯がございまして、ぜひ今のこの先のことを厚岸町は考えるとするならば、その方向性をしっかりと検討して、安心して供給もできるそんな水源、確保できればなと思います。ただし、これは非常に難しいと思います。山あり、川あり、山河ありではないものですから、周りの水を集めても現在の状況、これは変わらないと思いますけれども、しっかりとそれは守っていかなければならない使命がありますので、そういった意味では、次の手段としてどういう方法ができるか、しっかりと考えていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

●委員長（大野委員） 水道課長。

●水道課長（遠田課長） まさにおっしゃるとおりだと思います。

先ほども言いましたとおり、上水道の水源ということになりますと、やはり水道が1日5,000立方メートル程度と、かなり大きな量になります。ですから、井戸についても1本や2本ではなくて、3本、4本、5本という大がかりな形にしないと、確保でき

ないだろうと。ただ、調査をしてみないと、水脈・水量、特にボーリングをしないと水量と水質については確認できませんので、今年だけではなくて引き続いて、そこまで進めたいとは思っていますが、まずはその可能性調査で電気探査とか、いろいろなことをやって、その方向性を見出したいと思います。

浄水場の更新ですから、1度その方向で決まりますと、多分、向こう半世紀50年以上使用することになると思いますので、人口も縮小してくる、収益も少なくなる中で、いかに良質で費用のかからない水を確保するかという検討の第一歩として、取り組んでいきたいと思っております。

- 委員長（大野委員） ほかがございますか。

（な し）

- 委員長（大野委員） なければ、以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

本案は、討論を省略し、原案のとおり可決すべきものと決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 委員長（大野委員） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第9号平成31年度厚岸町病院事業会計予算を議題といたします。

1 ページ、第2条、業務の予定量です。

次に、第3条、収益的収入及び支出です。11ページをお開きください。

収益的収入から進めてまいります。

1 款病院事業収益、1 項医業収益。

（な し）

- 委員長（大野委員） 2 項医業外収益。

ございませんか。

8 番、南谷委員。

- 南谷委員 2 項医業外収益、ここの5番も若干関係あるんですが、6目の他会計負担金、ここでお尋ねをさせていただきます。対前年比ですね、この表からいきますと、3,919万円ほど、本年度は増額となっております。この要因として、これは医業収益が平成30年度実績を見込み、減収となっておりますということで、これを勘案しての平成31年度の総体試算をされたんだろうと。その分、運転資金を考えて、例年であれば当初予算から計上されていない部分を資金繰りというんですか、運転資金を考えて当初からこのような一

般会計、企業債償還分を計上していると判断をさせていただいたんですが、いかがでしょうか。

●委員長（大野委員） 病院事務長。

●病院事務長（土肥事務長） 昨年度の比較におきましては、4条予算のほうの繰り入れが今年当初予算に比べまして、ちょっと多かったということですが、それを同じように31年度当初予算に当てはめると、今、おっしゃったように入院・外来収益が落ちている中で、収支のやりくりがつかないということもありまして、総体的には昨年度と同様な形の金額で算定をしていただいて、その分、不採算地区病院というベッド数に応じた交付金が国から来ますが、そちらのほうで3,960万円ほど上積みしていただいて、収支の調整を図ったという内容でございます。ですから、今、委員おっしゃるような内容でよろしいかと思えます。

●委員長（大野委員） 8番、南谷委員。

●南谷委員 最終的には収支どうなるかわからないけれども、当初予算ベースで一瞬思ったんです。ここだけ3,900万円ぼーんと上がっているよ、何でだろうなとふいに思いました。そうしたら不採算、病院事業費、こっちの内訳にあるんですけども、総体的にこっちのほうで増やしている。だけれども、年度末推移、いつも病院会計ごちゃごちゃするんですけども、いずれにしても今年の病院の収益状況が厳しい、外来・入院とも下がっている。当然、その資金繰りも厳しいだろうなと、病院が努力していないということを行っているのではないんですよ。それだけ当初予定しているよりも、去年よりも厳しい病院経営・運営、運用状況なのかなと私なりに判断をさせていただきました。

本来、企業債、償還部分とかそういう部分というのはある程度、一般会計の税財政課とこの調整部分、理事者サイドとの調整もあると思うんですけども、償還部分とかそういうものにつきましては、当初予算ベースで余り変動しなくてきちっと出していたかなければ、我々のレベルではなかなか判断がしにくいなど。順調にいったら、きちつきちっとその都度でいいんでしょうけれども、この辺も含めて連携がとっていただいて、なるべく迷わなくてもいいような当初予算を組んでいただければなと思えますが、いかがでしょうか。

●委員長（大野委員） 病院事務長。

●病院事務長（土肥事務長） 当初予算の段階では、負担金レベルといいますか、基準を持って財政担当と費用算出をして、その分の充当の何分の何という形で、毎年、繰り入れをしていただいておりますけれども、おっしゃるように、昨年、今年と医師の体制も十分でないというところから、不安定要素もあるということではちょっと見づらい、4条予算と3条予算の兼ね合いもありますので、見づらいとは思いますが、そういう説明も含めて十分に行っていければなと考えてございます。

●委員長（大野委員） ほかがございますか。

（な し）

●委員長（大野委員） 以上で、収益的収入を終わります。

次に、12ページ、収益的支出に入ります。

1 款病院事業費用、1 項医業費用。

（な し）

●委員長（大野委員） 2 項医業外費用。

（な し）

●委員長（大野委員） 3 項予備費。

ございますか。

（な し）

●委員長（大野委員） なければ、以上で収益的支出を終わります。

1 ページにお戻りください。

第4条、資本的収入及び支出です。16ページをお開きください。

資本的収入から進めてまいります。

1 款資本的収入、1 項企業債。

（な し）

●委員長（大野委員） 2 項補助金。

（な し）

●委員長（大野委員） 以上で、資本的収入を終わります。

次に、資本的支出に入ります。

1 款資本的支出、1 項建設改良費。

（な し）

●委員長（大野委員） 2 項企業債償還金。

ございますか。

(な し)

- 委員長（大野委員） なければ、以上で資本的支出を終わります。

2 ページにお戻りください。

第5条、企業債です。

(な し)

- 委員長（大野委員） 第6条、一時借入金です。

(な し)

- 委員長（大野委員） 次に、第7条、議会の議決を経なければ流用することのできない経費です。

(な し)

- 委員長（大野委員） 次に、第8条、他会計からの補助金です。

ございませんか。

(な し)

- 委員長（大野委員） 3 ページ、第9条、たな卸資産購入限度額です。

(な し)

- 委員長（大野委員） 4 ページ、5 ページは、予算実施計画です。

(な し)

- 委員長（大野委員） 6 ページは、予定キャッシュ・フロー計算書です。

ございませんか。

(な し)

- 委員長（大野委員） 7 ページから10ページは、給与費明細書です。

(な し)

●委員長（大野委員） 18ページから20ページは、予定貸借対照表と注記です。

（な し）

●委員長（大野委員） 21ページは、平成30年度予定損益計算書です。

（な し）

●委員長（大野委員） 22ページから24ページは、平成30年度予定貸借対照表と注記です。
ございませんか。

（な し）

●委員長（大野委員） 総体的にございませんか。
8番、南谷委員。

●南谷委員 総体的でございませんが、先ほども若干触れさせていただきました。まず、総体収支、病院は頑張っているんです。先生たちも頑張って、院長みずから宿直も日直もやって、頑張っておられるんですけれども、何としてもお医者さんが足りない、一番の要因はここにあるかなと。

たまたま一時借入金8万6,000円の計上があるんです。この中に。そうすると、一借があるよということは、平成30年度も一借をしたと思うのですよ。新年度も一借をされるだろうと、それだけ厳しい資金運用なのかなと捉えております。正直なところ。この一借の状況、31年度の一借の状況を教えていただきたいなど。

それから、やっぱり何といても私は医師の確保というのが、病院の経営に大きく影響すると思っております。そういう意味では、一層町長を筆頭に、医師の確保に全力を努めていただきたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

●委員長（大野委員） 町長。

●町長（若狭町長） 一借の問題は、担当から答弁をさせます。

医師確保の問題であります。病院運営にとっては極めて重要なことでもあり、医師の確保なくして診療等も影響があると、ない、あるということになるわけでありません。自治体病院の一番長生きは医師確保なんです。新聞紙上等によれば、都市部だけが医師が過剰的だと。ローカルにおいては医師不足と、特に当地域は、道内にありませんも極めて医師確保が難しい状況。根室が一番低いわけでありませんが、しかしながら、そういう中でも佐々木院長を中心として、ともども医師確保に奔走をいたしておるわけでありませんが、なかなか確保できません。本来でありませんと、6名必要なわけでありませんが、現在は5名でありません。そういう面において（発言する者あり）、失礼しましません。1名、途中で退職したものでありませんが、現在は4名ということでありませんが。

できるだけ確保のために奔走しておるわけではありますが、実態はなかなか難しいと。それではどうするのかということになると、応援をいただいております医者という関係になるわけではありますが、しかし固定医師が、安心して患者さんが来れるということにも相なるわけでございます、やはり臨時の医師よりも、固定医師が確保ということが大事なことでございます。そういう意味においては、今後ともしっかりと医師確保に奔走をいたしたいと思っております。

それと同時に、我々も頑張りますけれども、どうか皆さん方におかれましても、また町民におかれましてもこういう医師がおりますとか、いろいろなご紹介等もいただければ、我々は相手に対しましての町立病院にお出でをいただきたいということ、働きをかけていきたいと考えております。

実は、厚岸出身の医師もあちこちいるわけではありますが、一時紹介があつて、そちらに赴きをいたしたところではありますが、残念なことに町立病院にということにはならなかったという経緯等もあるわけでもありますので、どうかそういう機会がありましたら、その点も何とぞよろしくお願い申し上げますと同時に、さらに医師確保にしっかりと頑張つてまいりたいと、そういうふうに考えておりますので、ご理解いただきたいと存じます。

●委員長（大野委員） 病院事務長。

●病院事務長（土肥事務長） 一時借入金の件につきまして、私のほうから答弁をさせていただきます。

病院事業収支におきましては、一般会計からの繰入金に頼らざるを得ないやりくりが毎年続いております。その繰入金が入るか入らないかということもありますが、その間に企業債の償還ですとか、大きな償還が入ったりします。年度間におきましては、相当大きな額を借り入れなければならないということがありますが、今、1億5,000万円ぐらいありますが、この年度末では6,000万円ぐらい残高になるかなとは思っておりますが、やはりそれも返して、全て返して年度収支を合わせるという状況にはなっておりませんので、31年度につきましても同じような形で、大体200日前後、金額にもいろいろありますけれども、200日前後は借りるといえることが出るかなと考えております。その内訳の中には、水道からの一時借入金というの也被含されてということになります。どうしてもその年度を通じての運転資金ということになりますと、この一時借入金に頼らざるを得ない状況が今もあるという状況でございます。

●委員長（大野委員） 8番、南谷委員。

●南谷委員 確認するんですけれども、水道課からというの也被記憶しております。200日前後、当然この金額8万6,000円計上されているんですから、どのくらいの最高額、どのくらいでどのくらいってというくらい教えてください。

●委員長（大野委員） 病院事務長。

●病院事務長(土肥事務長) 31年度の予定につきましては、9,000万円を水道事業から、これは93日間、市中利率の半分ということで、予算では0.1%、それから市中銀行では1,000万円を36日、1億6,000万円を69日程度、どちらも0.2くらいの利率を見込んでということの計算しますと、8万5,396円という計上になります。ただ、これは30年度の流れから考えておりますので、期間がちょっと若干伸びたりまた縮まったりというのは、一般会計からの繰入金の入る時期も含めてやりくりがなされるという形になります。

●委員長(大野委員) ほかがございますか。

(なし)

●委員長(大野委員) なければ、以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

本案は、討論を省略し、原案のとおり可決すべきものと決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

●委員長(大野委員) 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

●委員長(大野委員) 以上で、平成31年度各会計予算審査特別委員会に付託されました予算9件の審査は終了いたしました。

よって、平成31年度各会計予算審査特別委員会を閉会いたします。

午後2時04分閉会

以上のように会議の次第を記載し、ここに署名する。

平成31年3月14日

平成31年度各会計予算審査特別委員会

委員長